

第九十六回国会 大蔵委員会 議 録 第 七 号

昭和五十七年三月九日(火曜日)
午後零時四十九分開議

出席委員

委員長 森 喜朗君

理事 大原 一三君 理事 粕谷 茂君

理事 小泉純一郎君 理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君 理事 沢田 広君

理事 鳥居 一雄君 理事 和田 耕作君

理事 相沢 英之君 理事 麻生 太郎君

理事 今枝 敬雄君 理事 木村武千代君

理事 熊川 次男君 理事 笹山 登生君

理事 椎名 素夫君 理事 白川 勝彦君

理事 中村正三郎君 理事 平泉 渉君

理事 平沼 越夫君 理事 藤井 勝志君

理事 森田 一君 理事 柳沢 伯夫君

理事 山中 貞則君 理事 山本 幸雄君

理事 与謝野 馨君 理事 大島 弘君

理事 佐藤 樹樹君 理事 塚田 庄平君

理事 戸田 菊雄君 理事 野口 幸一君

理事 平林 剛君 理事 堀 昌雄君

理事 柴田 弘君 理事 渡部 一郎君

理事 玉置 一弥君 理事 正森 成二君

理事 寶輪 幸代君 理事 小杉 隆君

出席政府委員

大蔵大臣 渡辺美智雄君

大蔵政務次官 山崎武三郎君

大蔵大臣官房審議官 水野 繁君

大蔵大臣官房審議官 吉田 正輝君

大蔵省主計局次長 西垣 昭君

大蔵省主税局長 福田 幸弘君

大蔵省理財局長 吉本 宏君

大蔵省証券局長 禿河 徹映君

大蔵省銀行局長 宮本 保孝君
大蔵省国際金融局長 大場 智満君
国税庁次長 小山 昭蔵君
国税庁直税部長 吉田 哲朗君
国土庁土地局土地政策課長 木内 啓介君
中小企業庁計画部金融課長 米山 揚城君
郵政省貯金局管理課長 岩島 康春君
労働省労働基準局賃金福祉部福祉課長 石岡慎太郎君
自治省税務局固定資産税課長 湯淺 利夫君
大蔵委員会調査室長 大内 宏君

委員外の出席者

三月一日
税制改革に関する請願(矢野純也君紹介)(第八三一号)
同外二件(渡部一郎君紹介)(第八三二号)
同外三件(大野深君紹介)(第八七五号)
同(鐵治清君紹介)(第九六二号)
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払い下げ等に関する請願(小坂徳三郎君紹介)(第八七四号)
一兆円所得減税に関する請願(西中清君紹介)(第九六一号)
同月五日
一兆円所得減税に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第九七六号)
同(金子満広君紹介)(第九七七号)
同(神利夫君紹介)(第九七八号)
同(瀬崎博義君紹介)(第九七九号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第九八〇号)

同(寺前巖君紹介)(第九八一号)
同(中路雅弘君紹介)(第九八二号)
同(中島武敏君紹介)(第九八三号)
同(林百郎君紹介)(第九八四号)
同(東中光雄君紹介)(第九八五号)
同(不破哲三君紹介)(第九八六号)
同(松本善明君紹介)(第九八七号)
同(三谷秀治君紹介)(第九八八号)
同(村上弘君紹介)(第九八九号)
同(山原健二郎君紹介)(第九九〇号)
同(渡辺貢君紹介)(第九九一号)
同(安藤巖君紹介)(第一〇〇四号)
同(正森成二君紹介)(第一〇〇五号)
同外一件(寶輪幸代君紹介)(第一〇〇六号)
同(山原健二郎君紹介)(第一〇〇七号)
同(渡辺貢君紹介)(第一〇〇八号)
身体障害者使用自動車に対する地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(神田厚君紹介)(第一〇四四号)
同(部谷孝之君紹介)(第一〇四五号)
本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○森委員長 これより会議を開きます。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を

議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡部一郎君。

○渡部(一)委員 長年月にわたり分離課税のもとに置かれた利子配当というものは、昭和五十九年より総合課税へ移行することが五十五年所得税法改正で実現しております。グリーンカード制は、マル優、特別マル優、郵便貯金の非課税貯蓄制度を維持し、適正な管理を行うとともに公正な総合課税の実効を確保していくために必要なものとみなされてきたわけでございますが、最近、このグリーンカード制度の適否について斯界の議論が沸騰しているところであります。したがって、政府の御関係筋の御意向をもう一回確かめておきたいと存じております。

まず、グリーンカード制度の実施が決まっております。郵便貯金と民間マル優預金との間に不公平があるという議論が巻き起こりまして、郵便貯金の方に猛烈に大きな金額がシフトした。一昨年末、大蔵、郵政両省でグリーンカード番号による名寄せというものが決まり解決したということになっているわけでございますが、このグリーンカード番号による名寄せシステムの開発費というものが、昭和五十七年度の予算案に計上されていると聞いておりますが、この両省の合意に基づいてその辺はきちっとできていくものかどうか、その辺から、まずお伺いしたいと存じます。

○福田(幸)政府委員 お答え申し上げます。非課税限度の管理というものは重要な問題であります。租税特別措置法によりまして一人三百万、郵貯が三百万、国債が三百万、九百万というのが免税になっておるわけですから、免税を与える以上、確実に担保してもらおうということは郵便貯金及び銀行について同様に必要なことでございまして、したがって、いま御指摘の点につきまして

ては、取り決めに基きまして厳格に両者やるというところで、予算上の措置も、これは郵政の方に予算措置が講じられておりまして、名寄せのための機械化の開発が進められておるといふ状況であります。

○渡部(一)委員 このグリーンカード制度実施のために、金融資産がグリーンカード制度の適用を受けない資産に逃避する動きが非常に大きく起きているという議論を見かけるわけでございまして、銀行局においては、最近の民間金融機関における預貯金の伸びの状況というものをどう把握されておりますか。

○宮本(保)政府委員 五十六年中一年間でございますが、たとえば銀行でございまして四二・三％増加でございまして七兆五千億、相互銀行の場合にも三三％増加でございまして一兆七千億、信用金庫は一七・二％で二兆六千億、それから信用組合も一六・五％等々でございまして、全体といたしましては三十五兆二千億ふえまして七・九％の伸びでございまして、前年が三十二兆七千億でございまして二・四％の伸びでございまして、前年に比しますと、五十六年はかなり伸びたというふうなことが言えるかと思ひます。

○渡部(一)委員 大臣がせっかくおいでになりましたから、先に大問題を一つお尋ねしたいと存じます。

先月の十一日、十二日、十三日の各紙の報道等あるいは江崎訪米団からの御報告等によりまして、アメリカの日本に対する最近の摩擦というものは、貿易摩擦ではなくてサービス、投資分野における相互主義というものに対して強い要求が集まっているように見えるわけであります。このサービス、投資分野というものは、日本側の用語で言えば銀行であり、証券であり、保険であり、不動産売買である、こういうふうに見えるわけであります。特にブロックUSTR、米通商代表部代表は、サービス、投資分野の相互主義を求めたロス議員提出の法案には政府として同調できると述べ、逆に、物の貿易面で相互主義に基づく輸入制限措置を織り込んだダンフォース議員やハインツ

議員の提出している法案には政府は賛成できない。つまり、ロス議員の提出のサービス業の公平化の相互主義を要求する法案に対しては賛成する、こう述べておられるわけであります。

また、アメリカのホーマツツという経済問題担当の國務次官補は、サンフランシスコで記者会見をした際に、日本は一層国内市場の開放に協力する措置を示さなければ、六カ月以内に西側から、つまりアメリカ及びヨーロッパから巨大な圧力に直面することになるだろう。これは明らかにヨーロッパとも打ち合わせ済みと思われるニュアンスを述べておられるわけであります。

また、ブロック代表は、十一日開かれた上院財政委員会国際貿易小委員会の席上、七四年通商法にはサービス、貿易での報復権は規定があるが、権限の範囲と運用に疑問がある。次に、海外での投資規制への報復権は含まれていないと指摘し、ガットすなわち関税貿易一般協定では投資、サービスは対象になっておらず、投資、サービス分野で報復措置をとればガット違反に問われるおそれがあることから、サービス、投資の分野に重点を置いて現行法を改正、報復措置を拡大する。

これは、もうこのくらい挙げれば十分かと思ひますが、要するに、アメリカのねらっているのはミカンでもなければ牛肉でもない。もちろんそれは、テーマとしては貿易の問題として象徴的に挙げられてくるのでありましようけれども、ねらいは明らかに銀行であり、証券であり、保険であり、不動産売買の問題である。

大蔵省がアメリカ側に対して説明をするために江崎訪米団に渡された文書を私は拝見しました。これはどういふふうにかかれておられるかというところ、日本側は日本国内におけるアメリカ系企業、日本系企業をほとんど均等に扱っている、またアメリカに行つた際に、日本企業、アメリカ企業はほぼ均等に扱われていることを示しているものであつて、アメリカ側の要求とは違ふのではないかと私は見ております。というのは、アメリカ側の要求は、アメリカ国内でやれることとほぼ同じことを

日本でもできるようにしろという要求であります。ある意味では内政干渉、ある意味では日本側のルールというものを承知しない言い方でありまして、日本側には説明のしようが幾つかあるかと思ひますが、ここは、両国間の国力の強大な差というものを考慮すると、ただ済ましておれない面がある。

特に、大蔵省が述べられておりますように、大蔵省の説明が余り適切でない、たとえば一般外銀に対するCD発行条件の緩和、小口CDの発行とか、銀行間預金金利の自由化とか、金融債発行の要望とかあるいは外国担保による日本法人の設立とか、こうした問題については、日本国の財政問題、金融制度上の問題からいって、そう簡単にうんと言えまじやうと云つておられる部分、ほんの小部分ですが、これだけはちよつと困りますよと云つておられる部分に、まさにアメリカの、それこそ強大な憎悪と反感が集中していると見なければならぬ。今度の貿易摩擦問題と日本では理解されているが、貿易ではなくてまさに摩擦問題である、日米摩擦問題の焦点はここにあると私は見ておられるわけであります。

まず、この問題についてどういふ御判断をもつて処理していかうとされておられるか、これを承りたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 後半で渡部委員が言つたように、アメリカと同じことをやらせろということのようです。しかし、それはできない相談でございまして、制度の違いがございまして、日本国内においては、アメリカの銀行も証券の支店も同様に扱つておられるわけでございまして、その点は説明をすればわかるかと私は思つております。わからない人は幾ら言つてもわからないわけですから、これは説明のしようがない。

実際問題として、ともかく選挙もあるし、失業者は多い、インフレは進むという中で出来事でございますから、その気持ちはわからないことはありますが、私は、この問題はいろいろな面ではしばらく続くだろうと思つております。しかし、やはり道理は道理でございまして、われわれもでき

るだけのことはやつてまいりますが、できないことはお断りをするとはつきり言つていきたいと思つております。

○渡部(一)委員 私も、大臣の言い回しは日本風な表現ですから、わからぬわけではない。しかし、アメリカ側の言つておられる今回の圧力のかけ方その他から見ると、そう言つておられないのではないかと思ふ節がある。特に、アメリカ国内におけるロス議員の提出された相互主義法案、これらの問題について報復措置ができることを決める法案が出てこようとしておられる。

そうすると、アメリカ国内で日本系の金融機関が受けている取り扱いと、日本国内において外銀が受けている取り扱いをどういふふうと比較して、向こうの方がはるかに自由度があるのは、それは当然です。こちらは厳格な銀行局の御指導のもとにやつておられるわけでありますから、とても比較にならぬ。そうすると、その二つを比較して相互主義法案が通過してしまふ、報復措置がとられてくる、それはアメリカ、ヨーロッパ同じように、日本に対してその措置がとられてくるという状況にならうと思ひます。

したがつて、この問題については、できぬものはできぬのだと言ひたいのは、対象を言わない場合には結構ですけれども、国際的な配慮のある御発言が大臣としても必要ではないか、こう思つておられるわけであります。余りたくさん詰めると、日本側の立場を悪くすることになるだろうと私は心配しているわけなんです。だから、私はきょうは余り申しません。ぜひともこの問題について十分御検討いただき、アメリカにおけるサービス業に対する相互主義法案というものが成立しないように、また、さうかといつて日本側の権益も侵されないように、さまざまな配慮をしながら御検討並びに交渉をお願いしたいと思います。いかがでしようか。

○渡辺国務大臣 さように誠意を持って努力してまいります。

○渡部(一)委員 きょうはそこまでしておきませんが、この次はもつとがっちりやりますので、ひ

とつ御研究をお願いいたします。

次に、大蔵省は、国際金融取引に租税、為替管理の面の特恵を与えるところの東京ダラー市場と申しますか、インターナショナル・バンキング・フアシリティーと申しますか、それを五十七年度じゅうにも創設する御意向を固められたのではないかと思います、この問題についてお尋ねしておきたいと思ひます。

公式に伺うわけでございますが、東京を環太平洋地域の国際金融センターに育て、オイルマネーなどのドル資金の還流を期す、先ほどの議論にも絡むわけでありますが、日本の金融市場というのが国際金融市場の中では特異な閉鎖的かつ鎖国的なニュアンスというのを与えておる理由の一つは、この面にも多くあるのではないかと申すわけであります。

このほど発足された国際金融基本問題研究会、大蔵省国際金融局長の私的諮問機関と言われておりますが、そこでもお計らいされるというふうにも承っておりますが、どうもポイントとされるのか、その答申はいくつ出て、大蔵省としては、どういう方向性でやろうとしておられるのか、政府の責任ある御返事を承りたいと存じます。

○大蔵政府委員 ただいま先生御指摘の東京オフショアマーケットの創設の問題でございますが、私も現在検討を進めていることは事実でございます。

と申しますのは、御承知のとおり昨年、ヤンキー市場と通称言っておりますけれども、オフショアセンターがニューヨークにできたわけでございまして、この活動ぶりに注目していただくございします。日本にこのような市場をつくることにつきましてはメリット、デメリットいろいろあるわけでございますが、メリットは、たとえば東京におけるこういった外貨建ての取引の規模が大きくなる、あるいは東京が国際的な金融のセンターになるというメリットもございしますが、またデメリットも幾つかあるわけでございまして、ぜひその

他の問題もこれから検討しなければいけない問題であるということでございます。私も、いま御指摘の国際金融基本問題研究会にこういった問題を研究していただくのが適当かとは思っておりますけれども、まだ具体的な進め方はしておりません。私も内部で検討を行っている段階でございます。

○渡部(一)委員 昨年の十一月、一番問題になりそうなニューヨークとシンガポールを訪ねまして、私がシンガポールの国際金融庁長官に会いまして、私に、現地の長官は、東京市場が開設されることについては、私の方としてはこれをノーということはできない、シンガポール航空が日本航空に対して特殊なサービスを提供して回復してきたように、シンガポール市場としては、東京市場が開設されたら、それと意欲的に取り組み提携していく形で相互補完の形を何らかとれないものかといま研究中である、われわれとしては、むしろこの際積極的に日本の市場開設というものに敬意を表して、協調していききたい、こういう意向が表明されたことをお伝えしておきたいと思ひます。

またニューヨークにおいては、東京市場というものできれば地球は一回りするものであって、これについては非常に大きな興味を持っていると述べましたが、特にアメリカ系の銀行、金融機関は、この問題こそがサービス業の公平化の問題の中の大きな柱であると明らかに述べておりまして、この問題は先ほど述べたテーマと同じように御検討することが必要ではないか、この観点を外さないように御検討いただくことが必要ではないかと思われるわけであります。これに対する御見解を承りたい。

○大蔵政府委員 ただいま御指摘いただきました点を含めまして、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○渡部(一)委員 大臣のお越しがちょっと遅くなっておりますから、お約束の時間がもうほとんどありません。

ですから大臣、私はこれはまとめて申し上げます。国際金融の面を特にきょうはたくさん私は申し上げようと思ったのですが、例のグリーンカードであります。グリーンカードに対する反論、批判、その他山ほどあるわけでございまして、それに対して、私は、大臣の御見解を一つずつ丁寧に、かつソフトにお尋ねしようと思つたのです。しかし時間がないようですから、大臣に、あと五分ばかりでございますから、この問題に対する現在の御見解をまとめてお尋ねしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 グリーンカードの問題は、御承知のとおり、課税の公平を期せという強い強い皆さんの方からの御要望がございまして、そのためには利子配当等の総合課税をやれ。しかし現実の問題としては、総合課税といつても現状では捕捉が非常に困難であるから分離課税をとつておるわけでございします。しかし、何とか総合課税をやるためには、架空名義の預金などいっばいでできてしまつてもむずかしい、また一方は少額非課税制度というのがございしますが、これとても現実の問題として捕捉が非常に困難になっているというのも実情でございます。

したがって、そういうようなものを何とか御要望のようにするのはどうするかというところで知恵をしぼつた結果、皆さんの御賛同を得て国会で成立させたものでございしますから、われわれとしては、目下これを変更する考えはございません。

○渡部(一)委員 いろいろな言い方がございしますけれども、グリーンカードの問題は、金融資産の運用についてグリーンカードの適用の不当にあるという過剰に実態を明らかにするために困るのだという意見が一方で非常に強く出ておりますというところ、プライバシーの侵害があるという問題が一つあるという意見があるというところ、二つあるように思われておつたわけでございします。最近では、むしろ日本における金融資産、これはどういふ勘定で行われるかわかりませんが、これも、一説によれば、三百三十兆円に上る金融資

産のうち約二〇%、六十兆くらいはアンダーグラウンドにありまする金融資産というものが、最近では高い金利の外国系の金融債等を求めて日本から流出しているという説がもっぱらであります。これは、グリーンカードの問題点の一つと絡んでございまして、議論しているように思われますが、これは重大な問題ではないかと思ひます。たとえば一兆円の減税をして景気を刺激しようなどという議論をしている途中で、横で五兆も十兆も、下手をすれば六十兆もというお金が海外へ流出しているのだとすれば、それはもう景気刺激どころか、どんな景気浮揚策をとつたとしても問題なのであります。この傾向はすでにドイツにおいて強くあらわれており、議論の対象となつているところであります。

したがって、私は、ここで述べますのは、グリーンカードの問題も大変ですけれども、むしろ、このような日本の金融資産というものが高金利を求めて世界へ向かつて自由円としてスタートしていく、こういう徴候に対する基本的な対策がない限り、この議論は集約しないものと思ひます。この辺の御研究あるいは御見解等がありましたら、お話をいただきたい。これもまた大問題でありますので、基本的なことを伺いたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 私は、数十兆なんという金が行つているとはちろん思つておりません。おりませんが、ゼロクローポン等がよく実態がわからず、そういうものをまた証券会社等がどうも勧め過ぎるのじゃないかといううな点はなきにしもあらずでございますので、それについては自粛を願うというふうなことは考えておるわけでございします。いずれにしても、経済は生き物でございますから、生き物には生き物らしく対応をしていかなければならないというものが現実の姿でございます。しかし、このことが直ちにグリーンカード云々ということに発展をするとも考えておりません。いずれにせよ、われわれ国会で非常に忙しくて考えている暇も実はないので、何とか早い時期に

いろいろな諸方を講じて、いろいろ悪巧みがされないようなことは考えていかなければならぬ、そう思っております。

○渡部(一)委員 もう時間もないようですが、大臣のおっしゃったゼロクーポン債だけ、ひとつ最後にお尋ねします。よろしくごいますね。

最近、ゼロクーポン債が大量に売れた、一説によれば六百億とか七百億とか八百億とか千億とかいうレベルだと承っております。このクーポン債について、何でもそんなに売れたのかとお尋ねしてみましたが、利子でもなければ配当でもない、旧来の課税原則から言うところ課税する方法はないということでした。そして、おまけに証券会社が、グリーン対策として結構です、源泉課税が行われませんよ、もともとはアメリカ債の場合は一〇%かかり、ヨーロッパ債の場合はゼロ%ですから、源泉がかららないという言い方も納得できるわけですが、かかりません、そして総合所得の中にもかかりませんよ、これはもう絶対安全なものです、財産隠しに絶好ですと声を大にして日本の最大の証券会社が売り立てにかかった。これは明らかであります。そして、しかも最後に、その課税されないということについては何が行われたかという、国内の割引債については償還時に支払い調書が提出されるのに対して、ゼロクーポン債の償還益については支払い調書が提出されないですということまで宣伝されてしまった。

私は、この質問を通告したときに、お役所の方をお招きして詰めてみましたのですけれども、その支払い調書については、やがて来年か再来年かなんかのうちには、そのうち何とかいたしますという御返事であったのですが、政府は、私たちが、国会が減税問題で暗躍に乗り上げておる間に、一気に、これは売ってはいかぬというふうに証券会社を御指導なさったようでございます。

私は、この問題もまた、アメリカがらんでいゝる真つ最中にクーポン債を買わないということを一氣に決めたわけですから、これまた金融、サ一

ビス業の公平化の問題でひつかかる可能性のある決断であったと思ひますが、今回の場合は緊急で、もうやむを得ずなされたのだらうと思ひます。しかし、このような支払い調書が提出されないでいゝなど宣伝されるのを、この数ヶ月にわたつて黙つて見ていた責任というものは見逃すことはできないと思ひます。また、ゼロクーポン債の発行主体が意外に大企業ではなく、十年後においてはこの発行主体がつぶれてしまつてゐる可能性も高い。アメリカやヨーロッパ等において、こうしたものの発行というものは意外と怪しげなグループとされておつて、その怪しげなグループのために、しばしば巨大な銀行や証券会社が倒産してゐることも事実でありますから、こうしたものについては早く警告を発するの、強力なる行政指導をふだんから行つておられる大蔵省として当然であつたのではないかと思ひます。

だから、指導しないなら指導しない、指導するならもつと早くやる、これは早く分けなければいゝけなかつたのじゃないか。今回の大蔵省の対応というものは、早いような遅いような奇妙な態度であつた。そして、いまこの期に及んでいきなり売るなどというものは、私は、ますます被害者や混乱を多くするばかりではなかつたかと思ひてゐるわけでありまゝ。この問題についての大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 われわれは、一切売るななんといふことは言つてないわけですから、問題は行き過ぎが困るわけでありまゝ。もう一つは、やはり行き過ぎた募集とか宣伝とか、そういうのはいかぬ。あなたのとおっしゃる通りに、発行してゐるところが、十年先に四倍になりますと言つたつて、つぶれてなくなつてしまふかも知れぬし、円レートのどうなるかわからぬし、そういう不都合なところはみんな一方的に黙つておつて、よきそうなどところだけ宣伝して買わせる、そういうのが悪いわけだから、そういうことについては正しい知識を持つて正しく説明をさせる。

それから税の問題でも、仮にそういうようなもの

のを宣伝するとすれば、十年先がもしらぬが、幾らでも手当てができることではありますから、これはともかくも税金は絶対逃れられまゝなやうな宣伝をしたつて、うその宣伝になることもある。したがつて、そういうような行き過ぎたことをさせないといふことを言つておるわけでございます。

○渡部(一)委員 これで私の質問はやめまゝすけれども、正直言ひまして、今度のゼロクーポン債についての扱ひは、大臣、まづかつたですな。といふのは、これだけ混乱が起つてから処理するとなると、早目に処理したのと後から処理したのでは、処理の仕方が全く変わつてしまふ。

私は、なぜこうしたゼロクーポン債の件を申し上げるのかといふと、このたぐひの金融商品といふものは、いま世界的にいつてもう乱発状態になつてゐる。特にコモディシャルペーパーの中には恐るべきものがたくさんあるのは御承知のとおりであります。したがつて、日本においてこうしたもののたちの悪いものが入つてきますよと、これについて国民にPRをしておくことが私は必要だと思ひます。全然入れないのか、それとも、ある程度入つてきても関係各機関がその正体について説明、PRを十分しておくのか、私は、両方とも場合によつては必要ではないかと思ひます。今後は、こうした混乱を招かないやうに十分の御配慮をお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 最初から入れるなというお話しはまゝでございますが、そういうふうには何でも禁止的には考えていないのです。こういうことは何でも程度問題ですから、問題は、余り混乱をするようなことがあつたり、いま言つたやうに無知につけ込んでそれで金もうけすることとか、いばいば売るとかいうことがいけなかつたであつて、やはりそういう点は、ちゃんとメリツト、デメリツト、両方説明をするといふことならば、そういう問題は起きない。ですから、そういうような点については、今後十分に注意をしてまいりたいと思ひます。

○渡部(一)委員 どうもありがとうございます。○森委員 野口幸一君。○野口委員 大臣が予算委員会の方にお見えのやうでございますので、大臣のいらつしやる間に、二、三点お伺ひをいたしたいと思ひます。

まず、減税問題でございますが、与野党の協議によりまして、その結果と申しますか、そういった協議に基づいて議長見解が出されました。この議長見解について、大臣はどう認識していらつしやいますか。この点、まず一番初めにお伺ひをいたしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 議長見解そのものは、別に大蔵大臣が御相談にあつてつてつたものではないと思ひます。これは、各党間でいろいろいきさつがありまして、そのいきさつを踏まえまして、国会審議の正常化のためにこれが示されたものと私は考えております。

したがつて、この内容については、私は特別に反対の意見もございません。穏当なことが書いてあると思つておるわけでございます。この中身は、いろいろ詰められましてもお答えはできません。これはこのとおりでございますから、やはり予算成立後に各党間で話し合つて、この大蔵委員会の中に小委員会を設けて、ここであつていろいろ御検討をいただくといふことだと思つております。

○野口委員 それでは、そういうことであるならば、私もあえて大臣にお話しをする氣も起りませんからやめまゝ。

そこで、私は、財投の関係で若干伺ひたいと思ひますが、実は現時点における原資の調達状況を把握したいと思ひますので、若干の御説明をいたしたいのであります。

財投の資金運用部資金の残高に占める構成比率、これは郵便貯金が非常に大きいのであります。六〇・四%を占めてゐるわけでありまゝ、この郵便貯金の現在の純増状況といひますか、ふえてゐるのかあるいはまた減つてゐるのか、その現状をひとつ御説明をいたしたい。

○岩島説明員 郵便貯金の増加の状況でございます

本年度の伸びの停滞と申しますのは、郵便貯金の伸びそのものは、五十三年度くらいからずっと停滞きみでございまして、五十五年度の一時の伸

先生おつしやいましたような、郵便貯金を集めること、大きくなることが悪いことだみたいなことが一部言われたりいたしますと、やはり人間生身

○野口委員 それに対応いたしましたので、銀行局長にお聞きをいたしますが、最近の銀行の期日指定などの利用状況、どのような伸びか、また個人預

○吉本(宏)政府委員　ただいま御指摘のとおり、昭和五十六年度におきます郵便貯金の伸びが余りよくない。八兆九千億の目標額に対しまして、一

兆円余ダウンするのではないかと、御指摘のように、郵便貯金は財政投融資の原資の大宗でございますので、この原資の伸びがよくないということにつきましては、私も非常に憂慮しているわけでございまして、

しかし、原資のダウンによりまして財投計画の実行自体に支障があつてはいかぬ、こう考えておりました、私もどしどしは、財政投融資は何か五十六年度の当初計画どおり実施をしてみたい、このように考えているわけであります。幸い、年金資金等につきましては若干当初計画より上回るというふうなこともございまして、昨日でございまして、資金運用部で保有しております中期国債二千億円を市中で売却するというような措置もとりました、金繰りについて万遺漏なきを期するように努めているところでございまして、

○野口委員 年金資金からのいわゆる繰り入れ増加があるというのですが、どのくらいあるのですか。

○吉本(宏)政府委員 これはまだ見込みでございまして、最終的に固まつた数字ではもちろんないわけでございますが、厚生年金、国民年金の特別会計におきまして六千億円ほどの予備費を計上しております、この分の支出がないのではないかと一応見込みまして、年金資金については六千億円程度の当初計画に対する増加があるのではないかと、このように見込んであるわけであります。

○野口委員 六千億というのは非常に大きな金なんです、これは年度当初にはわからなかった、いまになって、その六千億が年金資金から出てくることになったわけですか。

○吉本(宏)政府委員 特別会計の預託金につきましては、私も、あくまでも予算におきまして特別会計の収支差額を財投の原資として計上しているわけでございます。

したがって、予備費の支出というものの前提といたしまして、これはやはり支出、歳出の方に入つておるわけでございまして、その結果出

てくる収支差額を財投の原資に計上して、このようにございまして、しかし、実際に予備費の支出がなければ、結果として年金資金の積立額はふえる、こういうことになりまして、私も、私どもとしては、六千億円を当て込んでいいものではないか、このように考えておるわけであります。

○野口委員 そういたしますと、一兆円ぐらい減つても財投の計画変更をしなくてもいいということになりますと、財投の計画というのは案外ずさんだんですね。これは持つてくる金がそこにあつたからよかつたものの、三月ぐらいになればどこから何とか差し繰りしてきて、一兆円ぐらいの金はつくつてくるというところは簡単にできるのですか。もともとむずかしいものかと思つたら、わりあい簡単に資金をあつちこちから回していらつしやるのですか。財投というのはそんなに余裕があつて、そして計画というものは、そんなにぶすぶすと変えられるものなんですか。

○吉本(宏)政府委員 財政投融資計画と申すのは、一つの原資の見込みとその運用計画ということでございまして、執行上若干ずれがございまして、たとえば、当初計画に組み込まれても、それがその年度に全部借り入れられるわけではないわけでありまして、若干、繰り越しと申しますか、そういった形で計画と実行上のずれがございまして、その点、一つのバッファがあるというふうに御理解いただけるかと思うのです。そういうことで、地方債計画等も含めまして、大体例年二兆円余の繰り越しがございまして、それが結果として一つのバッファに使われておるというふうな御理解いただけたらいいのではないかと思ひます。

○野口委員 繰越金のことにつきましては後でまたお尋ねをいたします。郵政省、結構ですからどうぞお帰ってください。

そこで、五十七年度の計画に入りたいと思ひますが、五十七年度の財投計画に対して郵貯が、先ほど述べられておられますように一兆円程度不足である。見込みとしては一兆円ぐらいまださら

に減るのじゃないかということでございまして、財投の計画ではやはり一兆円減らしておられますか。

○吉本(宏)政府委員 御指摘のとおりでございます。

○野口委員 それでは、その一兆円は来年度の場合には何を以てそれに充てよう、いわゆる足らない分の補ひをしようにと考えておられますか。

○吉本(宏)政府委員 御指摘のように、五十七年度は郵貯の目標額が一兆円落ちまして、この落ち込み分を何でカバーするかということについて、私もいろいろ苦慮をしたわけでございまして、私どもの過去の経験に照らしまして、郵便貯金の目標額が前年対比で落ち込んだのは、昭和三十一年と三十四年の二回しかございせん。あとは大体、郵便貯金の目標額というのは前年対比か

なりの増額を見込んでおるわけでございまして、そういうことで、五十七年度は一兆円の減といふこととございまして、財投計画自体を前年対比減にするというわけにはまいらない。資金の効率的な運用を図らなければならぬことは当然でござい

ますけれども、何とかめりはりのきいたきつとした財投を組む必要がある。また、国債の運用もやはり相当額の引き受けをしなければいかぬ、そういうふうなことも含めまして、いろいろ苦慮をしたわけでございまして、結果としては、政府保証債を六千二百億前年対比で増額をいたしまして、その他、資金運用部におきまして回収金等もかき集めまして、前年対比で七千九百九十一億円の増という形で財投計画をつくつたということとござい

ます。

○野口委員 いま御説明を伺いますと、五十七年度は、郵貯の現状をいろいろ考えたけれども、政府保証債なるものを増発しよう、こういうことであります。当初聞いておりましたら、一兆円ばかり政府保証債をふやそうと言われていたのを六千二百億にお減らしになったと聞いておりますが、なぜこんなに減らされたのですか。

○吉本(宏)政府委員 私どもとしては、民間資金の活用をできるだけやりたいということで、シ団と申しますか政府保証債の引き受けシ団との間で、何とか一兆円ぐらい政府保証債を増額してくれないかという話を最初したということは事実でございまして、しかし、これはやはり交渉事でございまして、その結果としては六千二百億ということになったわけでございまして、なお、政府保証債のほかに縁故債あるいは借入金、こういったものもいろいろ工夫をいたしまして、全体としての財投各機関の運営に支障のないように措置をしたということとございまして、

○野口委員 民間の金融機関が引き受けに難色を示した、そのことによつて、当初一兆円と予定したけれども六千二百億に減らさざるを得なかつたというのが真相だと言われているのですけれども、どうなんですか。実際は、引き受けが余り芳しくないのです、一兆円予定したんだけど六千二百億に減らさざるを得なかつたんじゃないですか。そうじゃないんですか。

○吉本(宏)政府委員 一般的に申しまして、金融機関を中心とするシ団におきましては、公共債いわゆる国債とかあるいは政保債の引き受けというものの対して、できれば額を減らしてもらいたいという気持ちがあることは事実でございまして、五十七年度は国債を一兆八千億円余減らしておりますとございまして、私もどしどしは、この政府保証債の増額についてかなりいろいろとシ団と話をいたしまして、経過的にあるいは一兆円というふうな話も出たかと思ひますけれども、六千二百億という増加は最近にない増加額でございまして、話し合いとしては成功したというふうに私も理解しております。

○野口委員 六千二百億お借りになることになりました。結果するところ、非常に高い利息でお借りになるわけでありまして、たしか利率は八・〇二五%と承つておられますが、そのとおりですか。また、財投における郵便貯金へ払われる財投の支払い金利は幾らですか。その差はどのくらいあります

そういうことをお伺いした後に、あわせて、そんなことなら郵貯をもっと奨励をして財投に回してもらった方がいいのではないか、安い金利でいけるのではないか、こういう逆説といいますが、その方法がいいのではないかと私どもは思います、その点についてもひとつお答えをいただきました。

条件を彈力的に決めていくというようなこともございまして、応募者利回りが若干高くなる、こういう条件がなければ引き受けてもらえないわけでございますして、私どもとしては、これはやむを得ないのではないかと思うのであります。

一方、運用部の預託金利でございますが、これは御案内のように、長期プライムレートと預貯金

五十六年度につきましても、そういう意味で、実行上も回収金等はおおむね確保されるというふうに考えております。

○野口委員　そうしますと、ここ数年、たとえば五十四年度の回収金の見込みというのは、もちろん貸付金といいますか融資金額によっても違って

に立つ、再来年度はどのくらいに立つということとわかるものですね。そうなんです。か。
○吉本(宏)政府委員 これは、私どもの局に資金管理課というのがございまして、ここで、各貸し付けにつきまして一本一本コンピューターに入れ

て管理をしておりまして、したがって、既往の貸し付けに係る回収金につきましては計算ができるということでございます。

○野口委員 間違ひなくやっておられることだろうと思ひますけれども、私どもから見まして、この回収金はどういう仕組みで返ってきて、予算計上の際に、どのような見込みといひますか、そういうものが事前にわかるというような方法は、はっきり言ひましてわからないわけですね。示されてないから、わからないわけなんです。財投の中で、たとえば国民年金が幾ら、あるいは厚生年金が幾ら、郵便貯金が幾ら、あるいは政府保証債が幾らというの、出されてくる予算見積もりでありますからわかるのでありますけれども、回収金だけは、金額が示されてあつても、その中身が妥当なのか、少ないのか多いのか、これは本当にこの数字なのかというのを実は見る事ができない、はっきりわからないというのが現状じゃないでしょうか。

そうしますと、回収金というのをもう少し明確に、私どもにわかるように御説明いただける資料は前もって出しておるのでしょうか、出ておらないのでしょうか。出ておるとすれば、お示しをいただきたいと思ひます。

○吉本(宏)政府委員 回収金の実績につきまして、予算委員会にも資料として提出してございまして、したがひまして、もし御必要であれば、いつでも差し上げたいと思ひます。

○野口委員 予算委員会に出しているというものは、回収計画も全部入ったものですか。いわゆる回収計画、年度別の回収計画が入つて、この年度ではおおよそその金額になるということが示されてあるわけですか。

○吉本(宏)政府委員 回収計画はお出ししてございませぬ。実績でございませぬ。

○野口委員 私どもから見れば、回収計画そのものがわからないわけですから、示された数字が正しいのか正しくないのかというところを見る事ができないわけですから、本当を言えば、わからない

というのが現状なのです。いままでも回収金の問題は、おっしゃるとおりというので過ぎてきていると思うのです。

たとえば「財政投融資原資の推移」という資料がございませぬ。これは大蔵省がお出しになったものですが、毎年何%ずつ上がつていく、増加していく、その増加していく数字とパーセントはわかるのですけれども、なぜこれが増加していくのかということについては、私どもにはわからないわけですね。そうして、なぜふえるのかということのが、こんな、うまくつじつまあわせて金合わせたなという感じがしてこないわけでありまして、それならばそれで、来年度の予算で三三%伸ばすというの、どういう理由で三三%も本年度よりも回収金がよけいふえるのかということがわからない、私どもには理解がしにくいということですね。私も拝見しましたけれども、おっしゃるような資料だけで、それはわからないわけですから、少なくとも今後においては、この回収金の計画問題、計画の段階における数字は少し前もってお知らせいただくわけにはいかないでしょうか。

○吉本(宏)政府委員 回収金につきましては、先ほど申し上げましたように、各財政投融資あるいは資金運用部の貸付機関の返済額を単純に積み上げておるといふことでございまして、特に、回収金をこしは多くしてやろうとか、こしはちよつと削つておこうとか、そういう操作はないわけでございます。機械的に出てきた一つの計数を資金運用部の原資として計上しておるといふことでございませぬ。したがひまして、各機関の機関別の実績というものを示しすれば、回収金の実績をお知らせするといふことは大体足りるのではないかと私どもとしては理解しておつたわけでございます。

○野口委員 この際お願いをいたしておきますが、私どもが財政投融資の原資の状況を見ますときに、先ほどから申し上げてますように、一番わかりにくいのはこの回収金なんです。この回収金を調べる、あるいはそれが妥当なのかというこ

とを見るためには、いまおっしゃつたような資金の返ってくる状況というものが、いつ貸したものがいつ返つてきてという形をある意味ではお示しをいただかないと、五十七年度における回収金が幾らあるかというこの算出根拠が実はわかりにくい、だから、もう少しその点は親切にお示しいただかなければならないのじゃないか、こういうことを申し上げているわけで、次からぜひともそのことは御実行いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○吉本(宏)政府委員 一度検討をさせていただきますと思ひます。

○野口委員 ぜひともその問題は、私ども今後研究をさせていただくために必要でございませぬので、お出しをいただきたいし、お見せをいただきたいと思ひます。

ちよつと関連いたしまして伺ひますが、二月二十八日の朝刊に、減税要求の問題に端を發しまして、補助貸付回収準備資金という金が政府の中にありまして、大蔵省によれば、貸付の信託を得るために、現在発行している補助貸付の総額に見合う金額を政府資金として別にプールしている制度だ、こういうことなんでありませぬが、その後で大蔵省が言つておられますのは、準備資金は、資金運用部資金として有効に使つていけるので、減税の財源に回すことは不可能である、資金運用部の計画に穴があき大変なことになる、こういう御説明があつたと新聞には書いてあるわけですが、資金運用部資金のどこに、この一兆何千億という金があるのか、どのような金額で回されておるのでしょうか。

○吉本(宏)政府委員 貸付回収準備資金の残高は、昭和五十六年の十二月末現在で一兆一千五百億でございます。このうち、資金運用部に預託されておりますのは九千七百五十六億円でございませぬ。また当座預金が六百三十一億、別口預金が千六百六十六億でございます。別口預金と申しますのは、貨幣を造幣局が日銀に引き渡しまして、日銀の窓口からまだ流通に投じられていない、いわば日銀の在庫に見合うものでございまして、これは別口

預金として別途管理をしておるということでございます。

ところで、この九千七百五十六億円は資金運用部に預託されておまして、運用部のバランスシートの上では、郵貯あるいは年金資金積立金あるいはその他特別会計の預託金等と合わせて、資金運用部の債務と申しますか預かり金として計上されておる、それは別途、運用面におきましては国債、地方債その他財政投融資の各貸し付けというふうな形で運用されておるということでございます。

○野口委員 そうすると、「財政投融資原資の推移」というこの種の統計の中には、その数字は入っていないのですか。どうですか。これは大蔵省がお出しになつて私どもに示されていまして、これは九千何億というその金額は入っていない、これだけでしょうか。郵便貯金と年金とその他回収金、この中に入つていっているのですか。

○吉本(宏)政府委員 失礼いたしました。いま私が申し上げましたのは残高ベースでございまして、フローベースでは、先ほどの資金運用部の原資の中で「回収金等」とございませぬ。回収金とその他に分かれておる、その他の中に、フローベースとしてこの貸付回収準備資金の預託額約千八百億円が計算に入られておるといふことでございませぬ。(野口委員「千八百億ですか」と呼ぶ)フローベースでは千八百億でございます。残高では九千八百億でございます。

○野口委員 そうすると、「回収金等」という中に入つていっていることは、先ほど来のお話で、回収金というものは、こういう形で翌年度の予算の中で計上されていく経緯なんだということを御説明になったわけですが、その「等」の部分は説明がなかったわけですね。「等」は、いま言つたような補助貸付回収準備資金なるものもお使ひになつていっていることとございませぬが、細かいことを言ううやうですけれども、実は私どもに示されているこの資料の中では「等」の中に入つてしまつてい

に、果たして本当に財投に回っているのかということについて疑いを持ったわけでございます。そういう意味でも、先ほどから申し上げておりますように、この「回収金等」という中身を私どもにももう少し詳しく御説明いただかないと、実際は検討させていただくのに不可能だということをお願いをしておきます。これはいかがですか。

○吉本(宏)政府委員 回収金その他でございますが、その他と申しますのは、各特別会計の預託金でございます。各特別会計は非常に種類が多うございまして、それらの特別会計の資金余剰分を運用部に預託してまいります。それを一つの見込みを立てまして、五十七年度の「回収金等」という形で総括しておるわけでございますが、野口委員の御指摘につきまして十分検討させていただきます、このように思います。

○野口委員 次に、財投における資金の未消化問題について伺いますが、五十六年度における資金の未消化は一体総額幾らになるのですか。

○吉本(宏)政府委員 五十六年度はまだ年度の途中でございまして、最終的にいゆる未消化額がどのくらいになるかというところは正確にはつかないかもしれませんが、私どもの見込みでは、昨午千五百億という不用品を出しておりますが、大体その前後程度になるのではないというふうに考えております。

○野口委員 いまおっしゃったのは不用品ですね。全体の未消化額という形ではどのくらいですか。

○吉本(宏)政府委員 先ほどもちよっとお話が出ましたが、繰り越しの額がございまして、これは、地方公共団体の繰り越しを主としたしまして、二兆円強の繰り越しというものが出ているわけでございまして、五十六年度におきまして、大体二兆円を若干上回る繰越額が出るのではないかとこのように考えております。

○野口委員 この未消化の問題なんですけれども、繰り越しと不用と分かれているわけですから、

ども、この未消化は、どうしてこんなものが出てくるんだろうか。また、出てくるその様子をちょっと拝見いたしますと、特定の機関に集中している。なぜこんなものが特定の機関に集中して、毎年同じようなものが繰り越しと不用額に出てくるのか。この辺の御説明はいかがなものでしょうか。

○吉本(宏)政府委員 この繰り越しでございますが、これは、特に特定の機関に集中するというところでもないのではないかと私どもは考えておるわけでありまして。

たとえば、五十五年度の例を見ますと、輸出入銀行が千八百億ばかりの繰り越しが出ておりますが、これは海外プロジェクトの実施の遅延等によります貸付需要のずれというふうに説明されております。それから、住宅公団につきましても千四百四十五億の繰り越しが出ておりますが、これは、地元との調整がおくれたとかあるいは用地買収の難航というようなことで、事業の実施がおくれておるといふことでございまして、これらにつきまして、制度上も若干の繰り越しというものを認めておりますので、まあやむを得ないのではないかと考えています。

特に大きいのが地方債でございますが、御案内のように、地方債の場合は翌年度の四、五月の出納整理期間に貸し付けが集中するというのが例でございまして、そういう意味で、この繰り越しの大宗は地方公共団体の分であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○野口委員 地方公共団体が大部分だというお話はよくわかりますが、この一定額になつてはいる理由がいまおっしゃったような理由だとするならば、次年度に繰り込むように変える方法はないのですか。いつも、毎年毎年、同じ時期に同じものが出てくるとするならば、一定の時期で切つて、次の年度からは次の時期に合わせた融資をしていけば、こういう繰り越しというものはなくなるように僕ら思うのですが、その辺のお考えはないのですか。毎年毎年、同じようなものを同じ金額というような繰越金という形で繰り越されるという

のは異様だと思うのですが、この辺はどうお考えになっていらっしゃるのですか。

○吉本(宏)政府委員 御指摘の点は私どもも十分認識しております。地方公共団体の繰越額が多い、何とかならぬかなというところは考えておるわけでございます。

ただ地方債は、御案内のように、各年度の地方財政計画と地方債計画に定めるところに従いまして計上しております。やはりそれらとの整合性が要求されるわけでありまして、財政計画だけを年度をずらして計上するというのはいかがであらうかということで、従来この繰り越しを、かなり出るにもかかわらずそういう計上の仕方をしておるわけでございます。

ただ、御案内のように、この地方債計画の運用のずれ、繰越分につきましては、翌年の四、五月に大部分が実行されて、過去の例を見ましても、八割から九割は四月ないし五月に実行されているわけでございまして、そういう意味におきましても、現在の財政計画の計上でいいのではないかとこのように考えているわけでございます。

○野口委員 この際お伺いしておきますが、繰越額の総額のうち地方公共団体、いま強調されておつていまして部分というものは何%ぐらいあるのですか。五十五年度で繰越額の総額は三兆一千九百九十億、そのうちの地方公共団体分というのは大体どのくらいあるのですか。

○吉本(宏)政府委員 ちよっといま計算をさせますが、御指摘のように、五十五年度の繰り越しの総額は三兆一千九百九十億でございまして、そのうち地方公共団体の繰越額が二兆三千七百二十三億というところでございまして、七六%に当たります。

○野口委員 私は、この財投の非常に効率的な運用という問題から考えますと、どうも地方債の二兆三千億という繰り越しが、いま言われるような御説明にまだ納得できないのです。どうも構造的なものだと思うのです。だから、もう少し上手に運用すれば、この二兆三千億なる数字というものは

はもっと少なくなるのではないかと思います。この辺の見解は、これからとられる処置等についても、どのような具体的なものを今後お考えになっているのか。その辺についての御説明をひとつ十分いただきたいのです。

○吉本(宏)政府委員 先ほど申し上げましたように、地方債計画あるいは地方財政計画というものと整合性を保つという意味で、若干の繰り越しを前提と申しますか覚悟いたしまして、財政の地方債計画をつくっておるわけでございまして、その繰越分は翌年度の四、五月にはほとんど使われてしまふということでございますので、若干の時期のずれというふうに理解をしておるわけでありまして。

また、このずれと申しますか繰越見合い分について、これをただ資金運用部に積み上げて持っているわけではございませんので、現実には、これは国債の買入れとか引き受けとか、先ほど申し上げました原資の若干の見込み違い、郵貯が減ったことによる原資の減に対応いたしまして、一つのバッファとして使われておるわけでございまして、私どもとしては、財政計画の運営上、その程度の繰り越しはやむを得ないではないかというふうに考えているわけでありまして。

○野口委員 いずれにいたしまして、財政の融資計画の実行状況なんかを拝見いたしますと、年度を追うごとに未消化の金額も、五十四年度と五十五年度を比べれば五十五年度の方が減つてきておりますけれども、漸減しているのだという見方もできないわけではございませんけれども、いずれにしても、繰越額にして三兆二千億という未消化額がある。繰越額が先ほどおっしゃったように三兆一千億という繰越額になっていて、うち不用品は千五百二十九億ですか、このぐらゐの数字でどまっておりますが、状況全体を見ますと、先ほども申しましたように、どうも構造的に常に繰り越し、不用というものが繰り返されているような気がしてなりませんし、この辺のところは一考あつてしかるべき問題だと思うのであります。

次に、政府関係の金融機関の未消化額の問題であります。特に目立ちますのは医療金融公庫、環境衛生金融公庫、農林漁業金融公庫、北海道東北開発公庫、それから先ほどお話しに出ました日本輸出入銀行、こういうところが特に目立っており、なぜかというところが特に目立っており、かつ不用額が顕著に出てきているのはどういふ理由なんですか。その辺は把握していらつしやいますか。

○吉本(宏)政府委員 財政投融資につきまして不用が多いではないかと御議論がなされたのは、昭和五十三年度に一兆五千億円の不用額が出まして、これは財政が運用上非常に非効率ではないかという御議論を賜ったわけでございまして、私もその運用に特に留意いたしまして、先ほど申し上げましたように、二十兆に近い財政の運用額の中で千五、六百億ぐらいの不用ということに比べておるわけでございまして。私もその運用額は、五十三年度が景気対策という観点から相当額の財政の追加をしたという特殊の事情もございまして、あるいはこの資金が超慢で借り入れ需要が少なかったという原因もございまして、そういった点、五十三年度はいいか、遺憾であったわけでございまして、その後事態は急速に改善されているという点について、御理解をいただきたいと思っております。

それからまた、財政の機関でございますが、特に、いわゆる札つきという形での機関の財政の不用が多いのではないかと、これは、私も、世としては考えていないわけでございますけれども、世としては、あの機関は不用が多いというふうな御議論もございまして、五十七年度の財政投融資につきましては、原資が非常に厳しくなつて、前年対比伸び率も四・一%と、相当の機関が前年対比減というふうなことをいたしております。その点についても今後十分改善されるのではないかと考えているわけでありま

○野口委員 確におつしやるように、私も資料を見させていただきまして、五十三年度と対比いたしました五十五年度は非常に少なく、計画的にやっておりますことは認められますが、ただ気になりますのは、先ほど申し上げましたように、この残っているところの金融機関ですが、それが特定されているような数字に目立つわけでございます。

たとえば医療金融公庫の場合は、五十三年度に不用額の割合として一八・六%でありましたのが、五十五年度もやはり依然として一三・三%の不用額がございまして、また北海道東北開発公庫におきましても、先ほどお話ししたように五十三年度で二・三%の不用額を出している。問題になりましてその年でありまして、五十五年度も二・二%の不用額を出している。御説明の全体としての努力はわかるわけでありまして、個別に見てまいりますと、同じような数字が集中しているのは一体どういふわけなんだろうかと、この指摘をせざるを得ないのであります。

もちろん改善されている部分もございまして、五十三年度において非常に大きな不用額を出しているところ、もうほとんどないというところまでできて、もうほとんどないというところまでできて、いま申し上げることはありますけれども、ただ、いま申し上げることはありますけれども、公庫だとか北海道東北開発公庫の場合、この二機関については、依然として同じような数字が不用額として上がっているではないか、ことしまだ同じでかつとも改善されていないのはどういふ理由かということでありまして、その辺のところの把握をしておられましたら、御説明をいただかなければならぬと思ひます。

○吉本(宏)政府委員 御指摘の点につきまして、私も、財政投融資の査定に当たりまして十分考慮に入れました。たとえば昭和五十七年度について申し上げますと、環境衛生金融公庫は、一般貸し付けについて前年対比八・六%の減、財政投融資で七・五%の減というところになっております。また医療金融公庫は、貸付規模におきまして

前年同額、財政投融資につきましては前年対比二%の減、北海道東北開発公庫といたしましては、出融資規模につきまして前年同額、特に五十六年度も貸付規模は前年対比三・六%の減というふうな形でかなりしほりをつけておりますので、そういった御批判も、五十七年度に関する限り解消されてくるのではないかと、このように考えております。

また今後、臨調等におきまして、これらの機関のあり方というふうな問題について十分御討議いただまして、その結論が出ますれば、私も、その点を踏まえて、さらに慎重に配慮してまいりたいというふうに考えております。

○野口委員 この質問で最後にいたしますが、いづれにしましても、財政の有効的な運用というところは国民の要望するところであり、私もその推移については見守らなければなりません。第一に、やはり財政といふべきは金集の安易資金を集めなければならぬといふ使命があるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、郵便貯金の穴埋めを高い政府保証で埋めなければならぬという事態だけは招かないような措置を考えていただくなければならぬということが一つであります。

また、中身を拝見いたしますと、回収金の問題も、先ほど来申しましたように、私も中身を検討させていただくについては資料が非常に大まかでわかりにくい、そういった意味で、今後詳細な資料をいただきたいということをお願い申し上げます。

また、不用額の問題につきまして若干申し上げましたが、年を追うごとにだんだんよくはなつていくもの、繰越額の地方公共団体分というのは、金額にして大体同じ金額がずっと残っている。いわゆる構造的に残っているとするならば、組み込む年度をどのようにするかというものの措置などについて、改めて御検討いただかなければならぬということをお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思ひます。

と思ひます。

○吉本(宏)政府委員 野口委員の御指摘につきまして、私も、常日ごろ十分認識をしておるつもりでございます。そういった観点も踏まえて、今後も十分留意をしましてまいりたいと思ひます。

○野口委員 終わります。

○大原(一)委員長代理 玉置一弥君。

○玉置委員 減税問題で非常に長く大蔵委員会がとまっておりますので、減税問題について、大蔵省当局の受けとめ方をお伺いしたい、かように思ひます。

野党の共同要求ということで文書が出されました。それについて、議長見解ということで決着を見たわけでございまして、財政上非常に厳しい面があるのではないかと、そんな気がいたします。野党がこういうふうに言うのとよくないのです。場合、大変な御苦労がこれから生じてくるのではないかと、そのような気持ちでございまして。しかし現在の、特に勤労所得者を中心とした所得税の重税感、これが年々大変な様相を示しております。また五十二年以来課税最低限が固定をされている、そして税率の伸び率が三・八%にも及んでいくという状況の中で、国民としてそういう要求が出てくるというのは当然のことだと思ひます。そういう中で、今回一応決着という形になりました。

この大蔵委員会の中で小委員会を設けて検討されるということもございしますが、それについて、大蔵当局として政務次官は、どのようにお受けとめになつて、これからどういふ心構えで取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思ひます。

○山崎(武)政府委員 議長見解については、文字どおり、そのとおりに受け取っております。したがって、その趣旨を体して誠実に実行してまいりたいという気持ちでいきたいと思います。

○玉置委員 主税局長、いかがですか。

○福田(幸)政府委員 政務次官の答弁どおりであります。

○玉置委員 聞くところによりますと、議長見解というのは非常に玉虫色であるというようにもございまして、いまのお答えは、玉虫色を鏡に映したらそのまま映ってくるわけでございましてから、当然そうではないかというふうに感じるわけですね。

確かに、いまの財政状態は非常にむずかしいなっております。そういう中で、特に五十七年度予算を見ても、非常に抑えつけられた予算という感じがするわけですね。十二月の当初、一兆六千億くらい予算からはみ出ている。いろいろな要件がありました。それが一兆円になり、そしていつの間にかやむやみになってしまったという状況の中で、昨年でございましてけれども、昨年の春、日本の経済、国内の景気はいまが底である、そして徐々に浮上していくであろうというようにことが言われました。いわゆる底入れというか、そういう表現でされましたけれども、それ以来一向に景気が回復をしてこない。

一つは、いわゆる労働時間の短縮もありますけれども、いわゆる減額、これはやはり残業時間というものがあつて、それで生活をしておられる方が非常に多いわけですね。たとえば第一次オイルショックのございました昭和四十九年、この時点は四十七、四十八年と大変な好景気の中に残業時間がふえてまいりまして、それが急激に低下をした。一時は稼働率が七五%前後に低下をしたというところでございまして、従来の定時間以内の作業というところにほとんどのところがなつてしまつたわけですね。これがいわゆる住宅問題の大変な破綻を来した大きな原因となつておりまして、実質的な所得が大変大幅な低下をする、そういう状態がございまして、現在でも稼働率が、まあまあそこそこいってありますけれども、そんなに思ったほど伸びていない。というのは横ばいの状態であるというところでございまして、所得、要するに実質的な取り分というものがふえない。税負担としてはふえてきておりまして、可処分所得が、税ある

いは物価上昇等差し引きますと、五十五年、五十六年はマイナスになつていて、こういう状態でございます。

その辺の内容について、大蔵当局あるいは政務次官は御存じかどうか、御回答をお願いしたいと思います。

○福田(幸)政府委員 今後御議論があらうかと思うのですが、とりあえず最近の数字を申し上げておけば、家計調査が最近発表になっております。これで見ますと、勤労者世帯の実収入、これは十二月の速報でございまして、これはマイナスの〇・四。その原因を見ますと、賞与の伸びが伸び悩んだという点と消費者物価の上昇、二つが影響しているようです。この二つの要因というのは実収入の減であつてきていて、ということが一つのポイントであるかと思つております。可処分所得は再び実質減少でマイナス一・三というところでございまして、十一月はプラスの〇・三だったわけですね。消費支出は、消費性向が上がつていて、なかなか消費支出がマイナス〇・四になつておるというところであります。十一月が〇・四です。これはどうも実収入の減が影響したということがあるようにございまして、それと消費者物価の上昇、この二つが影響しておる。この傾向が今後どうなるかでございます。一般世帯の方は一・一と実質増加でございます。全世帯がマイナス〇・六なんです。これはやはり勤労者世帯のマイナス〇・四、これが影響しているようです。したがって、実収入の減、そこから始まつておるという点が一つの傾向だと思つて、これをどう読むか。

先ほど時間外の話がございましたが、これは景気の指標としては大事なポイントであつたという点、これは私も同感でございまして、最近の数字のところで見ますと、これは源泉所得税のところと関係してくる重要なファクターであります。昨年の四月から八月までは平均九七・六というところで前年同月を下回つておりました。九月から一〇・九というところで、十月一〇・二、十一月一〇・九、十二月一〇・九、一月一〇・一と前年より

りは上回つた数字でいっておるといふのが一つの最近の傾向であります。

そういうところをにらみながら、しかし、一方において家計調査にあらわれたような実収入の減もありまして、いまの趨勢というものは見きわめるのに非常に注意を要する。物価の安定というものも引き続きながら消費が伸びていくというパターンがそのまま実現できることを期待しているわけでございますが、どういふふうになつていくかというところを注視すべきだと思つております。

○玉置委員 税負担というところで考えていきますと、所得が伸びれば、少々税金がふえても実質的には実際の手取りはふえるわけですね。ところが、一昨年のように物価に食われますと実際の取り分もなくなつてくる。ましてや、いまの暴進課税率でいきますと、所得がふえた分だけ上に移行するということになつてまいりまして、そういう意味で、単なる減税という問題じゃなくて、いまの所得税のあり方というものが問われるような時期になつてきているのではないかと、いふふうに思つておるわけですね。

欧米との比較というものがよく出てまいりました。アメリカは直接税型である、ヨーロッパは間接税型であるというふうな言い方をされますけれども、日本の場合にいままでの直間比率が変つてきたのは、やはり所得税、法人税が大変大きく伸びてきた。これを昨年、社会党の堀先生でございましてけれども、予算委員会ですかで質問されました、これは実質的な増税であるというふうなお話をされましたけれども、まさにそのとおりだといふふうに思つております。片方、いわゆる間接税の方が固定をされておまして、数量的にはふえておられますけれども、全体の伸び率からいくと、直接税の方がはるかに大きく伸びてきています。こういう場合に、果たして直間比率が崩れたと言へるのかどうか。確かに比率としては形は崩れておりますけれども、税制度そのものの見直しというものをやはり考えていかなきゃいけない、そういうふうに思つております。自動的に暴進課税率

によつて増税という形になつてきておまして、年々大きな伸びを示しております。自然増と言われおりますその税収の中の半分以上が、いま所得税、法人税に占められておる。まあ所得税ですね。そういうことを考えますと、やはりこれから所得税のあり方というものを考えていかなきゃいけないといふふうに思つておるわけですね、それについてはいかがでしょうか。

○福田(幸)政府委員 直間比率の問題からお答えしますと、直ちに直間比率というふうには考えていかないという点が一つございまして、御承知のとおり、五十七年度予算でございまして、直接税七・二、四、間接税が二七・六というところで、戦前が、直接税三・四、八で反対に間接税が六五・二であつたという時系列の変化というの、国民から見れば税負担感の受け取り方に何らかの差が生じておるかという気がいたします。

戦後のところで見まして、これはシャープ勧告の前後でございまして、二十五年当時では半々というところで、二十五年では五四・九が直接税であつたというときにシャープ勧告があつたというところで、シャープ勧告の前提の状況は決して直接税中心ではなかつたわけでありまして、しかし、その後直接税がふえてきています。これはやはり弾性値の関係で、暴進課税の構造の関係であるわけですね。したがって、所得税が暴進構造でありますので弾性値が高い。したがって、そのままにしますと直接税がふえる。

それから、直間と申しましたけれども、全体の税収の中での法人税のウェイトは、五十七年度で見ますと三二・六になつております。先ほどの直間比率の中の三二・六というのが法人税で、所得税は四〇・九です。源泉分は三〇・五というところで、すから、いまの弾性値が効きますのは所得税の方、さらに法人税の方は景気の変動を受けるという形で伸びてくる。したがって、直間というときに所得税の系統と法人税系統を分けて考える必要があると思つております。法人税が成長過程で弾性値的に上下に非常に振れながら伸びてくるわけですね。

伸びたりへこんだりするわけです。結果的には、先ほどのように直接税が七〇を超える姿になったということであります。したがって、直間と直ちに指摘する前に、直接税の中で所得税、法人税、こう分ける必要があると思います。

一方、間接税の中で従量税といいますが従価税でない、値段にスライドしない従量税的なものがあるわけでありまして、酒税とかさらに揮発油税、こういうものは従量税ですから自然と負担が下がってきますので、そういう意味で間接税のウェイトは下がってくる。一般的な従価的な税というものがウェイトが少ないために、間接税の方は落ちてくる。だから、両方に挟まれて、直間と直間というところが逆転してくる構造になるわけです。

そういうことで、これは特に法人税ですが、税収の面でも非常に通しづらい問題がある。同時に、一方負担感の方では、直接税というのは、所得税、法人税ですが、企業活動または勤労活動の対価というところで課税が行われるという意味で負担感が大きい。さらに、所得税は累進構造という宿命を持っていますので、それがさらに重く感じられる。そういう意味で、租税構造からくる負担感の問題は、それぞれに掘り下げて分析する必要がありますかと思う。今後さらにこの御検討があらうかと思ひます。

以上が大体の感じでございます。

○玉置委員 一説によりますと、いまの物価上昇分を五十二年度から換算すれば、二百四十九万円ぐらゐを課税最低限にすべきであるというような話があると聞いております。

しかし実質的には、これは言っているのか悪いのかわかりませんが、課税最低限を引き上げるよりも、逆に累進課税率を見直していく方が、より税負担をする人数をふやし、そして一人当たりの税額を少なくするという方向に行くのではないかと、いふような気がするわけです。ところが、二百四十九万円も言えというふうな言い方な支持団体の話もございますから、一応言っておきますけれども、二百四十九万円というのか、いま二

百一十五万円以下の方を通常考えてみて、ごく普通の勤労所得者であれば、大体その周辺に行くのではないかと、いふように思うわけです。そういう意味から見れば、欧米との比較がよく大蔵省から出されますけれども、そう悪くもない。しかし、物価上昇分というものはやはり加味すべきであるというふうな気がします。

そして、昨年ですが、大蔵大臣がグリーンカードを実施する際に累進課税率を見直したいというふうな話をされました。その中で、確かに天の方は地方税を含めると九三%になるという話でございましてけれども、天はわれわれは余り関係ないですから、もちろん真ん中辺でよくお願いをしたいと思ひます。

先日、二月二十八日の新聞でございましてけれども、先ほどお話をいたしました厚生省の調査の結果によりまして、いわゆる中年層に重圧がかかっているというふうな表現で書かれております。これによりまして、日本人の生活意識というものが調査されました、昭和五十六年度の調査でございまして、生活が「大変苦しい」という方が一〇・九%、「やや苦しい」という方が二九・二%、「普通」という方が五三・三%、「多少ゆとりがある」という方が六・二%、「大変ゆとりがある」という方が〇・五%、こういう数字が出ております。

いまの累進課税率の話に戻りますけれども、所得者の階層別のデータ、これは大蔵省から委員会に出されているものでございまして、二百以下という者が約一千万人おられました。で、いま現在二百以下という者が、これは五十五年でございまして、これでも八百二十七万人というふうな人数が減ってきております。かわりに五百万円以下、いわゆる五百万から三百万ぐらゐの間の方、この方が当初六百五十万人ぐらゐしかおられなかったのが千百万人にふえてきております。ほぼ倍増になってきています。昔から、大体中間所得者層といひますのは、当初はやはり三百万ぐらゐであり、いまは

六百万ぐらゐではないかという感じがするわけですが、百万前後の幅がありますけれども。そういう面から見てまいりますと、確かにこの五年間でそのように所得の枠の、それぞれの階層が移行してきているという実績がございまして。そして税率の方が昭和五十二年から固定をされておりました。それぞれの所得に累進課税率が適用されるということになっておりまして、上へいくほどに税率がアップをするというところでございまして。

そういうことになりましたと、いま、たとえば四十代の方あるいは五十代の前半の方、いわゆる昭和の初期ですね、そういう方につきまして、どういう生活をいままでしてこられたのかということをお考え、そしていまの家庭環境というものを考えた場合に、果たして、その層に重税感を味わわせるだけの、そういう仕打ちをしていいのかどうかというふうな感じがするわけです。われわれはもうちよつと下で、別に苦勞して生活をしてきたという覚えは余りないんですけれども、ちよつと政務次官から上のクラスが非常に苦しい中に、戦後の苦境の中に生きてこられた、ようやく一家を支えて、そしていまは大変な生活をされておりますけれども、結局、苦しい時代からいまもうすで累進課税率の重い部分にだんだん移行してきていてという面を考えると、本当にいいところがないか、たんにやないか、そういう気がするわけです。

そういう面から見て、課税最低限という話もございましてけれども、そういう意味での累進課税率の見直しというのをやはり考えていかなければいけないのではないかと。そういう中には、教育費が非常に大きく値上がりしているというふうな内容もございまして、また年代的に大変つき合ひがふえてまいりまして、人間関係を特に重要視する世代でございまして、そういう面でのいふような費用も要するという面から考えますと、実質的には、総額で見ると三十代の方よりは総額が大きいのでございましてけれども、出費から見ると、出費

といひますか、生活に充てる費用を考えてみた場合には、ほとんど変わりがありませんかといふような感じがするわけですが、ぜひこれから先、所得税の体系を見直しをされるときに、こういう部分について十分な手厚い方法を御検討をお願いしたい、かように思うわけですが、いかがでしよう。

○山崎(武)政府委員 課税最低限の引き上げという要求と、累進課税率の改定をより実質的にやられた方がいいのではないかと、御意見、それぞれあります。

大臣も答弁しておりましたが、グリーンカードの施行と相まって、この累進課税率をどの点をいじるかということもやはり相当大きな問題でありますし、いま先生が言われたことを念頭に置いて、改正すべき点があれば改正しなければいけないというふうな考えでおります。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕
○玉置委員 早急に、いますぐというわけにはいきませんが、いろいろ調査していただいて、努力しても生活が苦しいというのはちよつと、やはり努力したら報われるような、そういう体系にぜひ修正をしていただきたい、かように思ひます。それから小倉税調会長が、国民所得当たり税負担率が二六から高くて二八、そのぐらゐが日本として適当ではないかというようにいひまゝで言われてきたわけですが、五十五年度を見ますと、国民所得に対する税負担率が二三%であります。五十六年度が二四・四%に上がっております。五十七年度は、いま改正をされておりますけれども、若干上がるであろうというふうに思われたい。こういうふうにいひますと、二六%というものは場合によつてはことしじゆうちに、五十七年度中にいつてしまふんではないか、そういうところが出てまいりました。本来適当であろうと思われたい。いまの財政状態を見て考えた場合には、まだまだ税金が欲しいなというように思ひおられる方が大蔵省の中に大変たくさんおられ

ます。

そういうようなことを考えますと、じゃ適正を超えた場合にどうなんだということをやはりわれわれとしても考えていかなければいけない。適正を超えるか超えないかということで、いま所得減税の話が出てきているわけですが、われわれとしても、財政再建というのはやはりやらなければならない。そして健全な財政の中に不公平感のない、そういう運営をされていかなければいけないというように思っているわけです。

ところが、財政再建になる前に、要するに、もうリミットいっぱい税負担になってしまいうことになると、その上に今度また何か出されるんじゃないかという心配が出てくるわけです。これから先、財政再建期間中、そして財政再建後の税負担についてどうにお考えになつていくか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○福田(幸)政府委員 税負担の数字だけ申しますと、先ほどおっしゃった国税、地方税を合わせた対国民所得の税負担率、これは五十六年のところが二四・四、その次五十七年度予算では二五・四でございます。これは税収入ベースというところであるわけで、税収入ベースというものに、あと日銀納付金とか中央競馬会納付金とか手数料、許可料、地方の収益事業収入、これを加えたのが国民経済計算ベースということで経済計画の目標のところにつながついていくわけです。この税収入ベースだけのところでは二五・四までわかつております。

いづれにしても、これがどうなるかということとは、その分母になります国民所得ないしGNPの伸びが落ちてきますと、負担率としては上がるといふ面が一つございます。

それから、見合いの歳出がどうなつておるかというのを考えますと、税負担だけでは議論ができません。それは、歳出に対して歳入がどういふ割合を占めているか、税調会長が指摘しているのもその辺からきているわけで、歳出に対して租税、印紙収入の割合が五十七年度予算

では七三・七ということになっています。これは四十五年度当時は八九・一ということでございますので、この辺がずつと税金のシェアが下がつておるといふことがむしろポイントであろうと思ふのです。

また、外国の比較をする際にも、税負担率だけではなくて、一方において、歳出の中で税がどれだけ占めておるか。フランスでは約九〇だとか、イギリス、西ドイツは八二とかいうような水準にあるという前提での税負担率でございます。その中で、歳出との関係でどれだけの開きがあるかという点も大事だろうと思ひます。日本の場合は、税負担がふえている一方において、歳出もGNP比もふえている。したがって、その開きのところで、先ほどのように租税収入の占める割合が歳出に対して落ちておるといふ関係にあるかと思ひますし、総合的な今後の御検討があらうかと思ひます。

以上が租税負担率のお答えであります。

○玉置委員 税調会長とよく調整してほしいのですけれども、それぞれ別々の発言をされると非常に受けとめにくいわけですから、そういうことでもございまして、負担率というの結果でござい

ますから、時間があと三十分でございますから、ちよつと話題を変えまして、もう一回戻つてきますけれども、ほかの方向にちよつと移りたいと思ひます。

実は、中小企業関係のいわゆる相続税の問題でございまして、特に同族企業といふものが同族会社、そういう関係につきまして、株主の評価でありますとかあるいは土地の評価という面で非常に負担を強いられまして、その結果、後継者が引き継いだ時点にはその同族会社は企業体力が喪失してしまつておるといふような状況が生じてきております。

そういう面から考えまして、いま農家において行われておりますような相続での保護といひます

か、そういう面が考えられないかということでございます。一時大蔵省内で御検討されたことがあつたというふうに聞いておりますけれども、その辺についての経過と、そして御見解をお伺いしたいと思います。

○福田(幸)政府委員 中小企業の承継税制の御質問でございますが、農地との比較ではなかなか問題があらうと思ひます。

農地というのは、農業基本法、農地法に基づきまして農地の所有と経営の不可分という本来の性格を基本にいたしておりまして、民法の均分相続制ということにとらわれない農業の自立経営を継続するといふ点でございます。農業の方はやはり特別の対策であり、またそれなりの基本法、農地法の前提があるという点であります。中小企業といふのは、そういうふうな点では特別にそこまではいかない。農地といふものの上の生産が一体になつておるといふ点が、特に日本の農業が今後どうするかという基本政策に絡むわけですが、御指摘の点、やはりいろいろございしますが、延納制度の活用といふのが大事だろうと思ひます。納税の活用は、延納は二四％でございます。特別に不動産、事業用償却資産それから株式、これは同族の非上場株式であります。立木、それが相続財産の半分を超えますと、不動産等という固

定的なものに対応する分は十五年、原則は五年でございまして、十五年で年五・四、原則は年六・六でございます。そのように十五年、年五・四といふことで、不動産以外のところは十年、年六・〇です。相対的な長期の延納があるといふことも御承知おき願ひたいと思ひます。これが余り利用されてないといふことでございます。

したがって、どれだけ負担がどういふ形で生じておるかといふのは、よく調べる必要があると思ひます。相続税のために、どういふふうな問題が実際に生じたかといふ点がポイントであらうと思ひます。

相続税というのは税の基本でございまして、所得税で課税いたしてきまして、課税漏れがありま

しても、最後の相続のところでキャッチするといふことで税制が成り立つわけでありまして、さらに相続のところで課税漏れが生ずるといふか、そこがしり抜けになるということでは基本的な問題があります。農業以外にも、いまの中小企業が問題になります。同様に医者の方にも同じ問題があります。それからサラリーマンの住宅についても問題がありますので、その辺説明のつく範囲での解決が必要だろうと思ひます。

これは株の評価の問題にしろられてくると思ひますので、取引相場のない株をどう評価するか。これにしろまして、技術的な面を今後政府税調の場で専門的に検討していただくと思ひつています。その際に、いろいろな実態を反映させて、また理論的に説明のできる解決を求めたい、こういうふうにお考えをしております。

○玉置委員 いま土地については非常にむづかしいという話でございまして、山林の場合には三世代にわたらないと優良な木が育たない。最低四十年と言われております。いわゆるおじいさんの時代の木を切つていま生計をする、事業をするといふことになつておりました。いま植えておられる木が、孫の代に木を切るというふうな形になるわけ

です。農業と山林と若干違ひますけれども、結局、相続といふ関係においては、生産財が相続されるといふことになるわけでございまして、山林事業者といふことも同様の措置がとれないかといふような気がするわけですから、それについてはいかがでしようか。

○福田(幸)政府委員 山林というのは、土地の上に立木が立つといふ点では、土地の上の生産であるといふ点では共通しておるかもしれませんが、普通の農地と違つて、農業基本法とか農地法的な基本的な特別の対策がないのは、おのずから農地と林地の違いが本質的にあらうかと思ひます。これは農業政策、林業政策の問題ではありまし

ようが、基本的に戦後の農地の対策ができて、このところが基本的な法制が講じられたということに対して、林業は資産であるというのが前提にあるかと思ひます。また、それは相当な資産であるということを前提に置かないと、先ほどの相続税の本質に反してきますが、しかし一方において、成長する期間が長い、伐採期が先であるという特殊性もあるわけでございますので、この辺を考えた相続税の対策は講ぜられておるところでありまして、立木の価額が相続財産の三〇%以上を占めておる場合には、十五年のときの金利が五・四ということになるわけでございます。これは三〇%で五・四です。先ほど五・四と申ししたのは五〇%以上だったわけですが、立木の場合はそれが緩和されております。

それからもう一つは、森林の施業計画ということによつて経営をいたしておる場合は、その立木が、相続財産の四〇％以上を占めておりますと十五年、四・八％というふうに軽減されていきます。これは、そういう施業計画ということによる縛りがありますし、その際については、特別に金利の方で軽減するということで林業の特殊性は考慮されておりますので、それをどこまで拡大していいかということとは、また非常にむずかしい問題があります。

ほかの相続財産との比較で、山林という資産家の持つ税金をどこまで緩和するかは、立木の性格からくる伐採期の長いということから延納の制度を重点にして、その金利が延納が長いだけに考慮せざるを得ない、そこが限度であるうかと思うのです。それをまた広げることについては問題が多過ぎる気がいたします。

○玉置委員　ちよつときよう時間がありませんので、お願いだけにしておきたいと思えますけれども、いま中小企業者と同じような悩みを山林事業者の方も持っておられるわけです。それと、たとえば伐採したときに税金を納めるとか、いろいろな方法があると思いますけれども、そういういろいろな方法を単なる資産家という形でやっていまずと、どうしてもその部分を確保したいということ

とで木材が高くなるわけですから、そういう面です。機械的な対応というものをお願いしたいと思うわけです。

次に、法人税の問題でございますけれども、中小企業庁の方。

中小企業の資金需要という面から、今回の法人税の延納の問題について、問題があるのではないかとというような指摘が再三されております。事実、中小企業の資金繰りという面から見ると、現在の制度でも、決算時あるいは月末の支払い時には資金がショートするというようなことが多々あるわけでございまして、そういう面で、今回の法改正が中小企業の資金需要についてどういう影響を及ぼすか。それと、実際はいろいろな行政指導を中小企業庁がやられていると思いますけれども、要は、中小企業について活力を持たせていくにはどうしたらいいのか。今回の引当金とかいろいろなそういう改定がございすけれども、そういう面も含めて、中小企業庁の御意見を伺いたいと思います。

○米山説明員 お答之申し上げます。

最近の中小企業の資金繰りの状況でございますけれども、先生御案内のように、やはり大企業に比べますと相当厳しい状況下にはあるわけでございますけれども、たとえば、先般発表されました日銀の短期経済観測あるいは政府系の中小企業金融機関等の調べによりますと、最近はやや改善の兆しが出てきておるといふような状況でございます。そういった中で、たとえば借入残高の増加の理由といったしまして、納税あるいは賞与資金といった季節的要因を挙げざる企業もどうやら最近減ってきておるといふような状況にございます。そういうことで、全般的にかなり金融は緩和しておるといふのが現状ではなからうかという感じがいたします。したがいまして、現在政府系の中小企業金融機関に対します資金の貸し付けの申し込み等もかなり落ちてきておるのが現状でございます。それから、御指摘の延納制度との関係でございますけれども、御案内のように、この制度ができて

ましたのは昭和二十六年当時でございます。そのころと現在の金融事情を比較してまいりますと、かなりそこは情勢が好転しているのではなからうかということで、恐らくさほどの影響はないのではなからうかというふうに私どもは感じております。しかし、やはり個別の中小企業者によりましては、いろいろ問題も出てこようかという感じがいたしますので、そういった個別の中小企業者の問題については、実情に応じまして資金調達ができますように、必要があれば政府系の関係機関にもよく指導していきたい、かように考えております。

○玉置委員 緩和されているということであればいいわけでございますけれども、要するに、資金的に余裕がないから一時期のなれといえますか、ある程度なれるまでは政府系機関の融資を受けるような経過措置というものをとっていたのだか、い、かように思うわけです。これについて、お約束をいまいただいたような、いただかないような感じでございますけれども、大蔵省としてはどのように考えておられますか。

○吉田(正)政府委員 本制度の中小企業に及ぼす影響につきましては、ただいま中小企業庁からお答えしたような認識でございまして、全体として、やはり金融は円滑な形で、余りタイトな状況ではないと思っておるわけでございます。政府系金融機関について、特別の融資制度はいま特に必要とは思っておりませんけれども、個別の中小企業の実情によりまして十分配慮を払うようにしてまいりたい、今後の状況を見守ってまいりたい、かように考えております。

○玉置委員　状況を見守っていて手形が落ちないと大変なことになるわけですけれども、ある程度事前に枠取りといいますが、法律改正によってこういうことになりました、ついでに、資金が緊急に必要な場合には、こういうところを利用くださいというようなことを、ある程度事前にやっていたかないと、中小企業の場合、手形が切れる切れないとわかるのは大体前日ぐらいなんですな。

○吉田(二)政府委員　ただいま政府系中小企業金融機関の資金の状況でございますが、これにつきましては、設備と運転資金の貸出割合というのがございます。運転資金は国民公庫でも七五%、それから中小公庫でも六割近く、商工中金でも七割強というような形で、いわばこういうつなぎ資金についても実績がございますし、今後ともそういう形で資金を確保していくというようなことで対処していきたいということでございます。

○玉置委員
わか

次に、財形貯蓄の問題に移りたいと思います。ことしの十二月で廃止をされます財形貯蓄の控除制度といいますが、これについて、いま労働省の方で勤労者財産形成促進制度といういろんな制度の中で検討されておりまして、年金ですか、勤労者財産形成促進法というもので、今度住宅年金というものを創設なさるということでございますけれども、いままで頭金をためようということで財産形成を一生懸命やってきた、そういう方々が頭金なしで単に借りられる。その借りた金で果たして家を買えるのかという心配もあるわけでございまして、そういう面から、われわれとしては、いまこの法律を残していただいて、さらに住宅年金というものをやっていたきたいというふうに考えているわけでございます。それについて、これからの勤労者の財産形成、特に持ち家の関係だと思えますけれども、その辺について、今回の改正を含めてどのようにお考えになっているのか。

そして、時間がございませんでまゝとめて申し上げまされども、たとえば、いままで預金をされて、ため込んできた、そういう方が恩恵を受けられなくなつて、急遽年金に移行せざるを得ない

というような形になるかと思いますが、その際に、できるだけ両方のメリットがそういう方たちに加えられるように御配慮をお願いしたい、かように思っております。そういう面では、どのようにお考えになっているのか、その辺についてお伺いしたいと思っております。

○石岡説明員 財形制度におきましては、住宅の頭金の貯蓄を奨励いたしまして、それによりまして住宅を取得していただくために、住宅貯蓄控除制度というものを設けてまいりました。この控除制度を中心にして、住宅政策をいまだ展開してまいりますが、今回私どもはこの政策のあり方を改めて、利子補給を中心とする政策に転換いたしたいというふうに考えております。

それで、この考え方を若干申し上げますと、従来の住宅貯蓄控除制度につきましてはいろいろ問題もございまして、たとえば持ち家促進対策といったしましては、住宅の取得段階で利子補給をする、それによって負担を軽減するというような方法と比べまして、効果が少ないのではなからうかということ、あるいは、この住宅貯蓄控除制度は暫定的な措置でございまして、二年ごとの見直しが行われておりますけれども、サラリーマン以外の人を対象にします一般住宅貯蓄控除制度は、すでに五十六年度からその効果がなくなっていることで廃止されております。その他いろいろ問題がございまして、労働省といたしましては、住宅貯蓄控除中心の政策を改めまして、新たに、持ち家の個人融資を受ける方々には貯蓄額の三倍から五倍の貸し付けを行い、さらに五年間七割の利子補給をいたしまして、一人当たり約三十八万円の負担軽減を図るという制度を導入しようというふうな考え方をしております。この法の改正によりまして、現在住宅貯蓄が約五兆円もたまっておりまして、財形の融資がその二割にしかすぎない一兆億しかはけないといった実態を改めることができるのではなからうかと考えている次第でございまして、これが、財形制度の改正に対する考え方はどうか

という御質問に対するお答えの第一点でござい

す。それから第二に、住宅貯蓄控除制度を廃止しまして、果たして頭金はたまるのであるかという御指摘でございまして、私どもは、次のような理由によりまして、頭金は財形貯蓄制度を利用して引き続き勤労者の方々がためになるのではなからうかというふうに考えております。

その第一は、財形貯蓄制度は、先生御案内のとおり、元本五百万から出てまいります利子につきましては非課税でございまして、それから天引き貯蓄でございまして、勤労者にとりましては手間の暇のかからない非常に便利な貯蓄制度でござい

す。それから、その二といたしましては、財形法の改正法案が今国会で通りますと、先ほども言いましたように、財形貯蓄者は貯蓄残高の、従来三倍だったのが五倍の融資を受けられること、さらにその融資につきましては五年間七割の利子補給があり、一人当たりしるすと約三十八万円の負担軽減になるといった恩恵がござい

ます。こういった二点を考えますと、財形貯蓄制度には住宅を目的として貯蓄をやる場合のいろいろな恩恵がございまして、この制度を利用いたしまして、多くの勤労者の方が住宅目的の貯蓄を実施されるというふうに私どもは考えております。

それから第三に、住宅貯蓄控除制度の廃止に伴いまして、現在貯蓄をやっておられる方々に対して、残存期間の控除を認める経過措置がとれないかという御質問でございまして、これは、私どももいろいろ検討いたしましたけれども、次の理由によりまして、とるべきではないのではなからうかというふうに判断いたしました。

その第一は、経過措置を認めますと、現在の住宅貯蓄を行っておられます勤労者の方々は、たとえば通算七年の残存期間を利用して貯蓄を続けられるわけですが、そういたしますと、税額控除は平均で約三十五万円を享受されることになりま

す。その貯蓄が満期になりますと、先ほど言いましたように、利子補給の一人当たり三十八万円の補助をする新しい融資を受けられることができるわけがござい

ます。しかしながら、こういう方々に比べまして、五十八年一月以降住宅貯蓄控除制度に入れない方々を考えると、その方々は三十五万円の税額控除がない、しかしながら三十八万円の利子補給の融資は受けられるという形になりまして、同じような財形貯蓄努力をいたしましても、今後、経過措置を導入しますと勤労者の間に不均衡が生ずるという問題がござい

ます。それから第二に、現在の住宅にお入りの方々は、その廃止に伴いまして実損を与えないということとを私どもも考えておりまして、具体的には、五十八年以降は住宅を建てない場合でも追徴はしない。言いかえしますと、過去に与えられた税額控除は本人にそのまま帰属させるとい

う措置もとります。すし、それから財形法の附則によりまして、いままで住宅貯蓄によりましてためられたお金を今度新たに発足します老後目的の年金貯蓄に移しかえられる場合には、その残高を一括年金貯蓄の方に預入していただくという道も講じておりま

す。以上のような二点から申しまして、私どもは、経過措置をとらなくても、現在住宅貯蓄を行っておられます勤労者は、円滑にその改正に対応できると考えております。

○玉置委員 聞いていますと、何となく思うようなことになってしまいましたので、何か質問しにくくなったのですけれども、まあよろしくお願ひします。この資金が五兆円あるというお話でござい

ますけれども、自動車の重量税の問題でござい

ます。いま、臨調絡みで車検問題がやられておりまして、いつの間にか閣議に出そうということになってしまっているよう

でございまして。多分十二日の閣議には出てくるのではないかと、いろいろお話を聞いておりますけれども、いままでいろいろな議論をされておりました重量税一括払い、現在は車検ごとに二年間一括払いということをやっておられますけれども、今後、新車三年、その後二年継続ということになる場合には、初年度に三年分を払い込まなければいけない、そういう事態が発生いた

します。重量税だけではなくて、自賠責保険についても三年分の掛金を払うということになるわけがございまして、初年度のいわゆる新規登録の際の諸費用の負担がかなり高額になってしま

うわけがございまして。車検が三年になるといって、買い換えが出るのじやないかと、うわさをされておりますけれども、このように大変初年度の負担が大きくなるとい

うことになりまして、一般のユーザーにとつてかなりの負担になるわけがござい

ます。それと、いまたとえば新車を買って半年でつぶしてしまつたというときに、あと一年半の還付金

また徴税機構の点からいきましても、これはいまのやり方を変えるのは困難であらうと思います。

税率を上げることになります。それは三年に延びるということであり、やむを得ないという気がします。いまの負担としては、千六百ccのところでは重量税二万五千円でございまして、これが二年が三年になるということでお考えいただけばいいと思います。

また詳細な御説明をいたす機会があらうかと思ひます。

○玉置委員 あしたやります。

○森委員 正森成二君。

○正森委員 本日は大蔵大臣がおられないようでございますから、政治的な質問は主にあすに回していただいて、多少技術的な問題になるかもしれないが、御容赦を願いたいと思います。また、政治的な問題等については政務次官からお答えをいただくことにしたいと思います。

現在、国民が減税を非常に要求しているのですけれども、大蔵大臣や大蔵省が一番頭にあるのは、減税のための財源がないことだろうと思うのです。それで、きょうは、法人税あるいは租税特別措置の法案についての質問でございますが、広い意味での税制について二、三質問をさせていただきます。

まず第一にお伺いしたいのは、昨年の三月三日でございますが、有価証券取引税関係で質問をしたことがございます。そのときに、五十四年の改正で、キャピタルゲイン課税が強化されたわけでありまして、その申告状況あるいは納付金額等について質問いたしましたところ、五十四年分の申告は、いろいろなケース全部集めても二百九十二件しかない、こういう答弁でありました。そこで、ここに速記録を持ってまいりましたが、そのときに私の方から調査実績について質問いたしましたら「なお、昭和五十四年分の調査実績については、まだ取りまとめを終わっておりません。」という答弁でありました。

そこで、五十四年の調査実績の取りまとめがも

う終わったと思ひますから、その点について、まづ答弁を願ひます。

○吉田(哲)政府委員 お答え申し上げます。

五十四年分の有価証券譲渡益の課税状況であります。先年御答弁をいたしましたときよりも、かなりふえております。

内訳を申し上げますと、まず、所得税法施行令二十六条のいわゆる継続的取引による所得、五十回二十万株というところでございますが、百二十五件でございます。それから、施行令二十七条の買い占めによる所得の関係は実績がございせん。それから、措置法の施行令二十五条の五第一項の同一銘柄二十万株以上の譲渡による所得は十四件でございます。それから、特別報告銘柄を二十万株以上売買したことという、いわゆる措置法施行令の二十五条の五第三項の関係はございせん。それから、事業等の譲渡に類似する所得、所得税法施行令二十八条の関係でございますが、二百二十件でございます。

したがって、先年国税庁で御答弁いたしました合計二百九十二件と申しますのは、いま合計いたしますと三百五十九件になるわけでありま

す。○正森委員 約五、六十件ふえたようだけれども、微々たるものでありますし、それから特に買い占め関係では、誠備グループだとかいろいろ言われているにもかかわらずゼロのようですね。それで、それによって税収はどのくらい上がったのか。

○吉田(哲)政府委員 お答え申し上げます。

この関係の所得ということになりますと、いろいろな経費の控除等の関係がありまして、実は所得金額そのものがはつきりいたしません。また、税金はいろいろ税率の関係がございまして把握できないのが実情でございます。しかしながら、ただいま申し上げた件数につきまして、この中には実は赤字分もあるわけでありまして、黒字分だけの売買利益を合計いたしますと、約五十億円程度にならうかと思ひます。

○正森委員 それは課税所得ですか、それとも税収ですか。

○吉田(哲)政府委員 これは所得と申しますよりも、売買による利益、差益だけでございまして、

○正森委員 ですから、そこから得られる税収というのは、キャピタルゲイン課税によつて国庫に入る金は、本当に少ないということはおわかりになると思ひます。

それでは、昭和五十五年の申告所得、それから調査実績がわかつておりましたら答弁願ひます。

○吉田(哲)政府委員 五十五年分につきましては、やはり前年と同じような状況にありまして、まだ最終的と申しますか確定的なことはつかんでおらないのでございますが、一応現時点で押さえているものを申し上げますと、まず五十回二十万株という継続的取引による所得は九十四件でございます。それから買い占めによる所得の関係はございせん。同一銘柄二十万株以上の譲渡による所得は二十七件ということになっております。また、特別報告銘柄を二十万株以上売買したことによる所得、この関係はございせん。それから、事業等の譲渡に類似する所得の関係は二百二十二件でございます。

○正森委員 政務次官、いまお聞きになつてもわかりますように、五十四年の申告と五十五年の申告を比べるとほとんど差異がなく、四種類か五種類例外的にキャピタルゲインについて課税しておりますが、それを全部ひくるともせいぜい三百件ぐらいだ。それで、申告している課税対象となる利益といふか、そういうものが全部ひくるとも五十億あるかないか。というよう

なことは、わが国のように発達した資本主義社会で考えられないような捕提率なんですね。それはまた、もちろん税制がキャピタルゲインについて原則的に課税するのじゃなしに、原則が非課税になつておつて、こういう例外だけ課税するというふうになつておつて、この当然の帰結であります。しかし、私は、きょうこのキャピタル課税について、理論的な問題は昨年一、二回申しましたか

ら、シャープ税制勧告で出ているキャピタルゲイン課税こそが核心なんだ、それをやらないで、法人擬制説の上に立つていろいろやつたつて、それは核心に外れているのだということを改めて申そうとは思ひませんけれども、これは、確かにわが国税制において非常に不備な点であるということ論をまたないところだと思ひます。

これは、きょうは大臣はおられませんが、渡辺大蔵大臣がそれはそうだということをお話しになりまして、高橋元前主税局長、いま次官ですが、「総合課税の対象に取り入れる」ということは基本的な路線であります。その中で漸次段階的に強化を図っていきたい」というように答弁もされておるのです。それから、私がいろいろ背景的事実や理論について申し述べましたら、渡辺大蔵大臣からは「本当に私が常日ごろ考えていることと全く同じなんです」というように、珍しく同意をされるということがあつたのです。

これは、現在のように財源がない、財源がないと言つてゐる場合には、大蔵省として真剣に考えなければならぬことであるというふうに思われるのですが、政務次官のお考えはいかがですか。

○山崎(武)政府委員 昨年の先生の当委員会における質疑の模様は、私も当時聞いておりました。確かに大蔵大臣もいま正森先生が言われたような答弁をしたと思つております。一方、大蔵財政事情が逼迫しておりまして、財源探しに大蔵省はいまきゅうきゅうとしておるというののもまた現実であります。

ただ、株式の売買における譲渡益に対する捕捉の体制というのが一体完備されておるのであるうか、そのことについても一つ問題点があるという、今日ほど発達した資本主義体制下における株式売買が一体それでいいのかということに対しては、先生から出たような問題点をまた私もそのとおりだというふうに思つております。

こういうすべての要素を絡み合せて、漸次的にせよ制度を改正していくというのが本筋である

う、私もそう思っておりますし、先生の御指摘、まことにそのとおりだと考えておる次第でございます。

○正森委員 主税局長あるいは場合によっては国税庁に伺いたいと思うのですが、そのときに私の質問の中で、把握が非常にむずかしいのだということとをたしか答弁者も言われたと思いますが、そのときに、そうではない、証券会社に顧客資料の提出を命じれば十分に把握できるはずだということも申し上げたはずであります。

私がそういうように言いますのは、論拠が二つありまして、たとえば利子配当所得の場合には、今度グリーンカード制という大変なことをやるわけでしょう。これは利子配当課税を免除してほしければグリーンカードで届け出なさいということとで、本来課税の義務のない者に対して、六千万人、七千万人というところでカードの提出を義務づける、そうでなければ課税しますよということになるわけですね。そのために、前の前次長だったか忘れましたが、私が聞きましたら、百円の税収を上げるために、費用が普通は一四五十銭ぐらいいしかからないのです、税金というのは。それが、グリーンカードの場合には初年度二十円から三十円ぐらいいかきそうだとすることを答弁している。それくらいいまでして、グリーンカードで利子配当所得を総合課税にするために、いろいろ制度を整えるということなんですね。

それぐらいの気持ちで、株式売買に伴う譲渡益、これはもう買った人に課税するわけですから、それをやろうと思えば、これはわけのないことで、現に有価証券取引税の場合は、何十万回、何百万回という有価証券の取引について、ばっちり一定の割合で課税をして税収を上げているわけですね。

ですから、顧客資料の提出を義務づけて売買をチェックするというに、それでも足りない部分については、それこそ税法で定められている質問検査権を行使するということであれば、決してできないことではないのです。いま中小業

者は、クロヨンとかトリーサンとか言われて、痛くもない腹を探られてる人もおりまして、次々に質問検査権で真調査をやられるということをやられてるわけですね。

それからまた、今度利子配当所得ではグリーンカード制で大きな手間暇をかけるということをやっている場合に、ひとりキャピタルゲインの獲得者あるいは利益を上げた者が野放しになって、實際上は申告した者だけ、それもいま聞きましたら、五十四年五十五年も、日本国じゅう全部合わせてわずか三百件ぐらいいであるというふうなことを放置するというのは、課税の公平という意味からいいますと、これは非常に問題があるのじゃないかというように思いますが、実務当局が真剣にこういう問題を考えているのかどうか、お答えを願いたいと思います。

○福田(幸)政府委員 あと庁の方で執行のお答えをすると思うのですが、グリーンカードでは、マル優の三百万の限度管理ということとで、個々の取引というよりも限度管理に重点がある。それから、本人確認を課税貯蓄のところでするという点でございまして、それが直ちに個々の取引の把握につながるかどうか、さらに検討を要すると思えます。私も、この辺はまだよく勉強していませんが、やはりキャピタルゲインは理論上は課税するのが正しいというのをは言えるかと思うのですが、あとはわれわれ研究してきます技術的な問題です。

それからもう一つは、キャピタルゲインとロスがうらはらであるという問題がございまして。したがって、ゲインとロスの通算ないしキャリーオーバーをどう考えるか。そうしますと、まあうらはらでございまして、ロスの方が多いような、そういう問題もあって、今度は、有価証券取引税というものがそれに代替するほど高い税率になっていくという議論もございまして。ですから、これは理論的にはそれでございまして、そこを損益のプラスマイナスのところまで考えた仕組みとしてどうするかというのは、いつも非常に勉強いたして

おります。

一方、おっしゃっているような技術論のところを段階的にどう考えるか。ちよつと話がそれるかもしれませんが、ゼロクローボンなんかの問題があるわけですね。アメリカではキャピタルゲイン課税しますから、アメリカで発行しましたゼロクローボンはむしろ海外で売れるというのが、これがいま問題になっておる現象の基本にあると思うのです。ですから、日本のいまの問題はグリーンカードから起きてくるのではなくて、課税の仕組みが、キャピタルゲインということと課税される、日本のところでは課税されないから、その非課税の利益を追っておるといふ形で売れたという問題があると思うのです。ヨーロッパは同じくなかなかキャピタルゲインに課税しないところが多いわけですから、同じく悩みがあるというところで、やはり個別のところでおかしな問題をどう処理するかという問題から入ることもできるかと思えます。

しかし、私もこれは成案を持っています。いづれにしても、技術的にどこに問題があるかというのはいまも詰めていく。しかも段階を追ってです。庁の方と、どういった段階を追っていくことは、庁の方と、また証券行政をやっているところの現場の実務が前提になりますので、また必要によつては補足説明すると思えますが、問題点がどこにあるかをよく詰めてみたい、こう思っています。

○吉田(哲)政府委員 有価証券譲渡益の課税につきまして、私ども、ほかの調査と同じように力を入れてるわけではございまして、決しておろそかにしてはるわけではございません。

先ほど、昨年御答弁したのと件数が増加しているというのを申し上げましたけれども、大部分は調査によつてふたつと御理解いただいてよろしいかと思えます。いろいろな資料を収集総合いたしました調査の端緒をつかみまして、必要に応じ証券会社の調査をやつて、極力課税の充実に努めているわけでありまして、

いふ要件がございまして、調査いたしてみましたが結果その要件に当てはまらないとか、あるいは結果的に赤字であつた、そういうことでむだになるものもあるというのが現在の実情でございます。

○正森委員 いま直税部長から答弁がありました。が、国税庁として、いろいろむずかしい点があると思うのです。原則非課税なんです。それから、そういうところを大きな顔をして調査に余り乗り込めないという点がありますから、国税庁の御苦勞もわかりますし、現在の税制の不備という点が非常に大きな役割りを果たすと思うのです。

ただ、主税局長に一言言いますと、何か、有価証券取引税がありますから、その関係も考えなければならぬという意味のことを言われましたけれども、本来税制としては、有価証券取引税というのは、利益があるうがなからうが取引をしたら何でもよこせとやうで、大蔵省がやらざるべからず取り得るわけですね。だから、そうじゃなしに、シャウブも言うているように、キャピタルゲイン、キャピタルロスというものがあつても、それを正確に把握して、資本主義の上昇期の場合にはゲインの方が多いのが普通なんです。だから、それをがっちり把握するということであれば、取られた者も文句言わないですね。

いまの有価証券取引税といつたら、大損しようがどうしようが、にこにこ笑うのは大蔵省だけである、こういう税制でしょう。だから、そういう税制はおかしいというのを言うておるの、それを導入せざるを得なかつたのは、キャピタルゲイン課税を昭和二十四、五年ごろにやめちやつたから、だから余り不公平だといふのでそれを取り入れて、いつまでもキャピタルゲイン課税をやらないから、税収を上げなやいかぬといふことで取引税を去年も上げるといふことでどんどん上げてきて、現先との間に不公平があるとかないといふことだつて言われてるわけでしょう。

ですから、主税局長が答弁としてやはり一言言うておかなければいかぬといふので言われた真意はわかるのですけれども、しかしその答弁自体、

有価証券取引税というのはなるほど税収を上げておるけれども、税制そのものとしては、利益があるうがなかるうがふんだくる税制であるという点から言えば、合理性を欠くという点は非常に非きりしているの、だからそういう点について、証券会社に顧客資料の提出等を求めれば十分に把握できるものであるという事は、国民のための財政百科」その他でわれわれは前から指摘しているわけですから、さらに検討を深めていただきたい。

それから、あなた方は段階的に検討すると言っていますけれども、何も別に段階的にやらなくてもいいわけで、把握するのだけはばっちり把握した上で、税制は段階的に強くしてやろうというのとだてていいわけですから、初めから及び腰で段階的だ、段階的だというようになる必要はないのではないかと問題を描いて、この問題は昨年もある程度、昨年の方がむしろ理論的に申しましたので、この国会ではあえて重複をしませんから、御考慮のほどをお願いしておきたいと思ひます。

次に、株式のプレミアム発行というのが昭和四十三年ごろから非常に行われておりますね。後で禿河証券局長にもお伺いしますが、あなたも新聞紙上で、後で読みますが、いろいろ世の行く末について心配して発言をしておられるようです。私は、あの部分については大いに賛成であります、後でまた出番が来たら言ってもらいたいです。

そこで、きょうは大蔵大臣がおられませんが、少し事務的なことも聞いていきたいと思うのですが、まず物の順序として、公募時価発行のプレミアム課税については、戦前はどうかってあったかというところを、簡単に答弁してください。

○福田(幸)政府委員 昭和十八年の改正前は全額益金算入、こうされておつたのは御承知と思ひます。それから十八年の臨時租税措置法の改正ということにおきまして、一定の設備拡充に充てた場合には、額面超過金の二分の一を益金不算入とするというふうな条件つきになっております。それ

から昭和二十一年の旧租税特別措置法の制定によりまして、額面超過金の一般的に、条件を外して一般的な二分の一益金不算入ということになっております。戦前と申しますか戦争直後でござい

ます。あと昭和二十五年、改正前の商法という、商法の面で見ますと、法定準備金が一定限度に達した後はプレミアム自由処分が許されるということになっておりまして、商法上もプレミアムを利益と解する説が有力であつた、判例もいろいろ反対のものもあるようですが、プレミアム自由処分があるというのが大きなポイントであらうかと思ひます。あとは昭和二十五年以降になりますので割愛します。

○正森委員 昭和二十五年以後の分については、また後で伺ひます。

いまの答弁でも明らかになように、昭和十八年以前はプレミアムを利益とみなして、当初は第一種所得税と言つていたのです、そういうもので全額課税をやつていた歴史があることは非常にはつきりしているのです。

私は、何もこれが全面的に正しいという主張を固執するわけではありませんが、当時からの問題については、プレミアムは果たして利益なのか資本なのかということ、法律家と会計学者等の間で非常な論争があつたのです。そして、判例によつて争われた事件も幾つかあるようでありました。その幾つかの判例についてはどういふ結果になつたか、大蔵省は知つておりますか。知つていたら答えてください。

○福田(幸)政府委員 判例そのものは読んでおりませんが、結論的に、全部が全部ではございませ

んが、国が勝訴した例もあるようであります。議論が分かれておつたということでありましょう。○正森委員 私は弁護士なんですから、次官も弁護士ですが、国会図書館へ行つてその判例を全部調べてきました。いま入手できるのは六つであります。そのいづれも国が勝訴しているのです。その判例は、プレミアムは利益であり、これ

に對して課税するのは当然であるという立場をとつてゐるわけですね。それは当時の税法もそうでしたし、そういう立場をとつてゐるわけですね。

それで、物の本によりまして、一番古く争われたのは明治三十二年ころなんだそうです。その後本格的にこの問題が裁判等で出ましたのは、明治四十一年ころと大正に入つてからのようであり

ます。判決の中身なんかは詳しく言う必要もありませんから若干御説明いたしますと、たとえば原告が株式会社名古屋銀行、被告が名古屋税務監督局長。当時監督局長と言つていたのです。そこで裁判が起りまして、判決要旨は「株式會社其營業上資本ヲ増加スルノ必要アリトシ新株ヲ募集シタルトキハ之ニ依リテ取得セル利益ハ營利ノ事業ニ屬スルモノトシ從テ新株ノ價格差金ハ所得稅法第五條第五號ノ規定ニ該當セス」つまりプレミアムは課税すべきなんだということを言つておるわけですね。これは明治四十一年の行政裁判所判決録に載つてゐるわけですが、「原告ノ請求相立タス」という主文ですね。われわれから見れば原告の請求を棄却するというのが、そのころは、原告の請求相立たず、こういうふうに言つていたのです。

そのほかに、株式會社福岡同盟銀行と金沢税務監督局長という事件もありまして、これも同じような結論ですね。さらに、これも明治四十一年ですが、株式會社共通銀行対金沢税務監督局長というのがある一件あります。さらに明治四十一年に富山電氣株式會社対金沢税務監督局長、金沢でいふん問題になつたのです。その次は、これは大正四年に飛ぶわけですが、岐阜県の板取川電氣株式會社対名古屋税務監督局長、これも原告の請求相立たずで、税務署つまり大蔵省が勝つてゐるのです。それからさらに、ちよつと前の大正二年には東京でルナパーク株式會社対東京税務監督局長、これもやはり国税庁が勝つておるといふようなことで、大体調べたところでは六件ぐらいあるようであります。

これについて、私は何も、この判例が正しいとか当時の税制が完全に正しいと言つてゐるわけじゃないんです。そのころに、プレミアムが利益であるかあるいは資本であるかという点について非常な論争がありまして、この論争は、現在の資本主義社會の發展段階から見ると、虚心に言ひますと、私も個人の意見で申し上げるのですが、勝つた者が常に正しいからで、どうも裁判所や大蔵省側の理論にも無理があつたのではないかと気がいたしました。現に、そういう立場から非常に鋭い批判を加えられた学者がおられるわけですね。

その学者の意見を御披露しますと、これは申し上げておきますが、私も共産党はプレミアムに課税しろという立場なんです。こういふ反対の学者の説を紹介すると、敵に塩を贈るといいますか、山崎政務次官と福田主税局長に塩を贈るといふかっこうになるんで、私は上杉謙信ほど偉くはないんで損かもしれないのですが、これは、大蔵委員會で今度小委員會をつくることになりましたが、いろいろな説を申し上げて一緒に御勉強するといふことは大切だと思ひから、紹介してゐるんです。

その中で、こういうふうに言つてゐるんですね。これは下野直太郎氏という当時の学者であります。この学者がどう言つておられるかといひますと、これは「會計」といふ雑誌の第二十三卷第六号に發表なさつた論文のようであります。その中でこう言つておられるんですね。「要するに現行會社法のもとにおいて新株をプレミアム付で發行することはきわめて愚劣な政策である。最も賢明にして最良の方策は、これを旧株主に割り當て、彼らをして彼ら自身の勘定において(筆者いわく、市場において)処分させることである。いづれにせよ、割り増し金は新株主より旧株主に支払うべきものに於て(筆者いわく、新株主の現會社財産収益への新参加)會社がこれを取得すべき權利はない。會社はただ後になつて旧株主に渡すために一時かわつて取得し得るのみだ。これが非常に大事な考え方なんです。恐らく証券局長なんか

はわが意を得たところでしょう。「会社に属しないものを会社が取得するのは横領である。横領金に課税するのは横領と同等である。」

横領罪と同じだ、本来株主に属するもので会社に属するものでないものを、会社が自分のところのものだと言っているような顔をして、大きな額をばらばらと使っているのは、まあ言ったら横領罪みたいなものだ、それをいいことにして、そこへまた税金をかけるという大蔵省は、横領した人間の上前をはねるやうに横領罪である、こういう思い切ったことを言うておられるのです。

これは、ずいぶんはつきりした物の言い方でありますが、私は、この中には非常な卓見が含まれていて、私には、これは、われわれの立場から課税をしろという立場からの者から見ますと、ある意味では反対論のように見えるんですけれども、しかし、プレミアムというものが本来会社が物が物頭に、後で申しますが、おれのものである、つまり負担の少ない資金であるという考え、そういう考えでやるというのは間違っているんで、本来は株主の物を一時預かっておるにすぎないんだ、そういうものに対して課税するというのは間違っているという考え方なんです。これはやはり、当時大正年代でありましたが、いろいろ論議が行われた中で、下野氏がこういう見解を述べ、当時の判例あるいは大蔵省を批判しておられるというところは、非常に注目すべき議論だというように私は考えるわけでありまして。

そこで、横領の上前をはねたものとされているこの説に対しての大蔵省の感想なり見解をまず聞いておきたいと思ひます。昔横領に同意したというところ、参加したというところを肯定されますか。○福田(幸)政府委員 もう時効になっておると思うのですが、真理をついておる点があると思ひます。

株主の帰属であるという点は、一つの卓見であるかと思ひます。その当時の企業会計の考え方、それを受けた商法というものと、戦後におけるそ

れの認識に立つた商法、企業会計、さらに税法というものは、時代が変わって、それを論理的に組み立てておるといふのが現段階でございます。いまのは非常に勉強になりました。

○正森委員 そこで、そういう経緯がございました、昭和十八年に少し変わって、戦後もまた変わるといふことになりましたが、昭和二十五年に現在のような形に変わったわけですね。そこで主税局長、申しわけありませんが、二十五年のところでとまりましたから、二十五年の改正では、どういう精神に基づいてどのように変わったか、改めて御説明をお願いします。

○福田(幸)政府委員 昭和二十五年の商法改正では、これは非常にはつきりした改正であるかと思ひますが、プレミアムを全額を、資本積立金という概念をはつきりして、資本積立金に積み立てること。それで、その性格でございまして、資本積立金でございまして、従来と違つて配当に充てることはできないという性格が明らかになったわけでありまして。

そういうことで、いま昔の学者の御説がございましたが、プレミアムは株主が拠出した資本そのものであるという考えが明らかになったというものが昭和二十五年であります。

その後はまた追って……

○正森委員 どうも主税局長も小出しにするようでありまして、昭和二十五年にはそういうように変わつたんですね。

それで、この間本会議でこの法律の趣旨説明がございました。そのときに、わが党の野間議員が、プレミアム課税を行ふべきではないかというように質問をいたしました。渡辺大蔵大臣が答弁をなさつておるんですね。その答弁を読みますと、「それから、株式の時価発行差額、昔は課税してゐたのを、いまは何で課税しないのだ。これは法律が変わつたからでございまして。それは商法の改正、法人税の改正で、昭和四十年に法人税法の全文改正によつて、一般的に資本等取引の非課税が定められて今日に至りました。この法人税法

は、商法の考え方を受けて決まつたものであつて、いまは昔の商法と違つたんだから。いいですか。資本非課税の基本的立場からプレミアムを非課税としてゐるものでありまして、戦後の経済再建のためとか、「当分の間」といふ考えではないんです。したがつて、主要諸外国においても、プレミアム課税を行つてゐる例はないと聞いております。これが大臣の答弁ですね。

これは、恐らく大蔵省の基本的な考えを述べたものであらうというふうに思ひますが、政務次官あるいは主税局長、そうですか。あるいは、さらに言わねえと腹ふくるるわざというやうなことがあれば、遠慮なくつけ加えて言つて下さい。

○山崎(武)政府委員 そのとおりです。

○正森委員 そこで、私は、ここから問題が出發すると思ふんですね。

大蔵省がそういうお考えをおとりになつてゐるとすれば、その考えが果たして経済学的にもあるいは税法上も首尾一貫してゐるものであるかどうかというところが、やはり問われなければならぬというふうに考えるわけ、明治、大正のころの、原告の請求相立たすというところで、單純に利潤である、あるいは利益であるというやうな考えからは、もう少し分析をしてみる必要があるのではないかとこのように考えるわけでありまして。

そこで、まず第一に伺ひたいと思ふのですが、プレミアムの時価発行といふことが、その時価はどのようにして決められるわけですか。

○元河政府委員 上場会社の時価は、それぞれ上場されております証券取引所にございますところであつた価格、それが時価でございまして。

○正森委員 プレミアム時価発行の場合は、証券局長、証券局長に何か物を言うやうでえらい失礼ですけれども、それは決まつてないのですか。

そうじゃなしに、時代によつて違つてきました。違つてきました。増資が発表されてから払い込み日までの期間は約二カ月あるが、発行価格は払い込み日の二週間くらい前に決定される。その決め方

は、決定日の前の三、四日間の引け値の平均価格から五%ディスカウントして決められる、こうなつてゐるんですね。これは、かつては一〇%のときもありましたし、あるいはそれより多いときもあつたかもしれませんが、一番新しいやり方は、こういうやり方になつておるんですね。それで、さう。そんなもの、時価で決めるという粗っぽいことを言つたつて、時価だつて毎日毎日変動してゐるのですから。

○元河政府委員 正確に申しますと、おっしゃるとおり、払い込み日前二週間くらい引け値の平均価格、その時価をもとにいたしまして、大体五%までの低い価格というところで公募価格を決定する、こういう形になつております。

○正森委員 大蔵省に言つておきますが、きょうは、大臣がおられないから多少技術的なことを聞くといふことで、そのために来ていただいたというわけですから、なるべく正確に答えていただきたい、こゝろ思ふんですね。われわれみたいな株の素人でも、それくらいのことには勉強してゐるのです。

そこで伺ひますが、それでは、このプレミアムは経済学的な性格というのはどういうものですか。

○元河政府委員 ちょっと、学問的にどう定義づけるかといふことは大変むずかしいわけで、私の能力の範囲をあるいは越えるのかもしれないけれども、要するに、増資に際しては払い込み資本、こういう性格を持つものだと思います。

○正森委員 いまの御答弁はそれなりにそれでいいんですが、ただ、惜しむらくは私の聞いたことには答えていないのですね。つまり、私が聞いたのは、そういうことじゃなしに、なぜプレミアムは発生するの、つまり五十円なら五十円の株がなぜ五十円でなしにプレミアムを発生するの、かといふ、そのプレミアムの性格は経済学的にはどういふものであるかと聞いてゐるのです。

それがわからなければ、財政当局が課税すると

言つたつてできないでしようが、いままさにそこが肝心なんです。昔のように、明治三十二年、四十一年のように、単純にこれは会社の利益だとか、いや資本だとかいうような単純なことじゃなしに、なぜプレミアムが発生するのか。現に発生しているのですから、それはいかなる経済学的な理由によつて発生するのかというところがわからなければ、どういふ課税をするのか、税率はどういうぐあいにしたらいいのか、そんなことがわからないでしよう。だから聞いています。

○証券局長 時価発行増資の場合におきます払い込み金額と申しますのは、経済的に見ますと、払い込み時点におきます企業のいわば一株当たりの資産価額というものを示す、そういうものであると思ひます。

○正務委員 いまの証券局長の答弁もそれなりに合っているのです。しかし、それは二つ学説があるうちの一つの立場を述べているのです。プレミアム論争という有名な論争があるのです。それを書いておられますのは、「財務諸表新論」で河合信雄さんという方が非常に詳細にプレミアム論争を書いておられます。大体二つ説がありまして、どちらかといえば、そのうちの一つの説に近い説明の仕方なんです。

それはそれで結構です。結構ですが、さらに申しますと、言われておられますのは、ここへ私が持つてきましたのは、河合信雄さんの本じやなしに、川合一郎さんが編さんになりました「現代信用論」という有斐閣から出ている本があります。その本の中にプレミアムの分析がしてあるんですね。それを見ますと、非常に短い規定ですが、こういうふうに書いてあるのです。「次に、自己金融を引き起こした株主議決権の弱体化は——自己金融というのは、内部留保が非常に多くて配当性向が低くなつていくわけですから、株主というのは会社が利益を上げて全部を配当してもらえないで、会社へ留保して、そして言うたら会社が自分で自分の金融をやっているようなものだということを言うていくわけですね。」次に、自

己金融を引き起こした株主議決権の弱体化は、他方では株主の新株引受け権の剝奪としてもあらわれる。すなわち、増資の際の株主額面割当てが公募時価発行になつていく。昔の株式会社では、利益がもうかれればできるだけ全額配当してもらふ。しかし、残つたものは会社に留保する。そうすると、当然株価は上がります。しかし、新株発行の場合には新株引受け権は旧株主に割り当てられるから、だから、それは結局は旧株主のものになるということ、株主には非常に楽しみがあつたのです。

私は商家の生まれですから、私のおやじがしょつちゅう言うていたことを子供心によく聞いておつて、門前の小僧習わぬ何やらで知つていくわけですね。だから、株を持つていく人は皆それが楽しみなんです。ところが、それが「他方では株主の新株引受け権の剝奪」ともあらわれる。すなわち、増資の際の株主額面割当てが公募時価発行になつていく。つまり、とられてしまうわけですね。「したがつて、株式の時価と額面の差額は」つまりプレミアムですね。「従来は株主によつて取得されていくのに、発行会社それ自体に入手されることになる。」本来株主のものが、会社がプレミアムだといつてぬれ手にアワでもらうことになる。「この株式プレミアムは基本的には創業者利得と同じものである。」これが創業者利得説と言われるのです。

つまり、初め株式をつくつたときには、普通、原則としては会社というのはいくらも株主の値打ちしかないのです。時には最初から創業者利得が出る場合があります。それが、いろいろ仕事をしているうちに、お得意がつか、内部留保がたまり、いろいろのノウハウも獲得するということとで、つくつたときよりは業績がずっとよくなつて、それが株価に反映されるのです。したがつて、これはまさに創業者利得にほかならぬ、こういうことが学者に言われていくわけですね。それを結局、新株発行によつて本来旧株主が全体として取得すべきだったものを株式会社自身がプレミ

ムだと言つて取得するというのが、プレミアム論の経済学的な本質であるというように学者が言うていくのです。

これは、有名なプレミアム論争の中で出てくる学説であります。そして、私が見ましたところでは、この学説が経済学的には非常に正鵠を得たものに近いのではないかと、私も弁護士で別に会計学の勉強を特にやつたわけではありませんし、よく存じませんが、そういう感じがするわけでありま

証券局長、私がおぼつかないながら御説明したことがおわかりになりましたか。

○証券局長 お教えをいただきました。まことにありがとうございます。

私も、実は時価発行増資に絡みまして、企業と株主との関係を一体どう考えていくのが現時点においてもあるいは将来においても一番正しいのか、今後そういう問題につきましても私もなにか、勉強を重ねていかなくちゃいかぬ、かような考えでいま取り組んでいる次第でございます。

○正務委員 証券局長には多少失礼なことを申しましたが、実は、私はあなたに非常に敬意を表しているのです。

それは、これから申しますが、八二年一月十四日の朝日新聞の夕刊に「ことしの課題」という欄があります。その中に、河合さん、これは徹映さんとおっしゃるのですか、あなたのお名前は非常にいい名前ですね、大蔵省証券局長という肩書きで書いておられるのですが、その中で、わが河合氏はこう言うておられる。今年の課題としては、とくに二つの問題を指摘したい。第一は時価発行増資の問題だ。昨年は時価発行増資ブームで、規模は一兆二千億円にも達した。時価発行増資では、株主、投資家の立場を十分に尊重してほしい。コストの低い資金が調達できる、といった安易な考えでいくと絶対に定着しない。配当性向の重視、増資プレミアムを還元などをさらに徹底させていくことが必要だ。こう言うておられるのです。これは非常に正当な指摘であるというよ

うに私は思ふわけです。

さらに言うておきますと、第二の指摘があります。第二の問題は個人の持ち株比率が三割を割つていく点だ。なぜ比率が下がったかを関係者は真剣に考え、対応策を地道に行つていかなくてはならない。こういうことも言うておられます。これは両方とも正論であります。

こういう意見を言うておられる方は河合さんだけではないのです。たとえば御承知のように、去年も申しましたが、東京証券取引所の谷村裕理事長、あなたの方大蔵省のお役人の大先輩ですね。この人も同じことを言うておられます。ある新聞に「公募増資で調達した金は、資本準備金という名目になつていく。株主の持ち分であることに変わりはない。無コストの資金と考へてはいけません。公募増資で配当負担の少ない資金がどつさり入つてくると企業が喜んでくれるとすればとんでもない考えだ。こう言うておられるのです。これは基本的には河合証券局長と同じ思想的基盤に立つものであるというように私は考へるわけでありま

そこで、私がなぜこういうことを申したかといふと、ここからは主税局長ですよ。企業が公募増資をする、その性格については、いま述べましたように、これは本来株主のものなんです。それを企業が一時預かつておるということなんです。そのものがどういふのが学者も言つておることで、識者も指摘していることなんです。そして、そういうぐあいにあらざる形ではありませんが、河合さんやあるいは谷村さんも、そういう考えを背景に持っているからこそ、企業が自分の金だ、無コストの資金だなんて思つていたら大間違いですよといふことを言つておられるわけなんです。

しかし、現実はどうであるかと言へば、企業は、これを全部無コストの資金だ。なぜなら、プレミアム部分については、後でまた言いますが、一部例外的に還元してはいる部分がありますけれども、原則として資本準備金であつて資本に組み入

られないわけですから、配当はしなくていいでしょう、銀行から借りたわけじゃないから利息は払わなくていいでしょう、だから無コストの金である。そんな結構なものはないということ、新株の発行増資の前になると、これは資料がありますから後で言ってもよろしいが、株価をずっと上げて、それでプレミアム獲得部分を非常に多くする。それで増資が済んだら、プレミアムが済んだ後で新株発行の価格を割る会社がほとんど出てきているのです。これは資料を持っていますから後で御説明します。

そういうことを野放しにしておいていいのかという問題があるわけですね。これは経済学的にもそうだし、あるいは経済学が基礎にある税制においてもその点は考えなくてはならない。企業が、主としてこの企業を支配している特定の支配的株主が、中小の株主を犠牲にして自分たちが企業を自由にできるからいい、無コストの金がどっさり入ってくるんだ、配当はしなくていい、銀行に利息は払わなくていい、こんな結構な金があるかというところで使いまくっておるという状況が許しておくと、これは個人株主が逃げるのはあたりまえです。だから、いま個人株主が三割を割るというふうな状況が起きているわけですね。

それに対して、どういうように株式会社として手当てするかという点については、去年商法の改正が行われて、おくれればせながら、ことしの十月からは二分の一資本組み入れをしなきゃならないというところで歯どめをしたのですが、そうしたら企業でどういう反応が起ったかと言え、十月以降は二分の一資本に組み入れなきゃならぬから無コストの金の割合が減る、だから、いまこそ駆け込みをやって自由に使える割合を残さなきゃならぬということ、ものすごく新株プレミアム発行のブームが去年、ことしと起っているのです。しかも、この商法改正を行っても、依然として資本準備金に組み入れたままで資本に組み入れなくていい金は残る。これについては依然としてぬれ手にアワで、配当しなくていい、銀行に利息を払

わないでいい、税金もかからぬということになるわけですね。

だから、これに対して税制面からも、こういう経済学上の問題に着目して、そういうような企業のぬれ手にアワは許さない。一方は、何らかの形で株主に還元しない、一方は、それをやらない分については税制上、余りにも不当な、配当もしない、利子も払わないという金に対しては国に対して納めてもらいますよというのが両々相まって、こういう企業支配集団の横暴を防ぐことができる。これは長い目で見れば、コミュニストの私が言うべきことじゃないかもしれないが、資本主義社会の永続にもつながるのですね。だから、本当はこんなことを言わない方がいいのだけれども、そういう関係にあるのですね。だから、それについて財政当局あるいは税務当局は真剣な反省をして、やはり技術的な対策を講じる必要がある。ましてや、これが現在税収欠陥なんか言われておるときに有力な財源になるわけですから。

そこで、こういう私の指摘に対して、政務次官でもよろしい主税局長でもよろしいが、御見解をお述べいただきたい。

なおついでに、あらかじめ資料提出をお願いしておきました、昭和四十三年から昭和五十五年までの、なし得れば五十六年の、現在判明している段階でのプレミアム増資額とプレミアム分及びその還元分について、数字を報告していただきたい。同じような性格を持っている転換社債のプレミアム分についても、私どもに明らかにしていただきたいと思います。

○福田(幸)政府委員 先ほどの沿革の続きになってくるかと思うのですが、税の方は、二十五年の法人税法の改正でプレミアムの全額を益金不算入ということにいたしましたわけですね。これは、商法を受けたという税の性格から、ある基本的なものを前提にしたということであるかと思えます。

四十一年の法人税法の全文改正ではさらに明確にいたしました。一般的に資本等取引の非課税が定められたということでございます。これは、二十

二条の第二項に「資本等取引」という言葉があるわけですね。資本等取引とは何かというのが第五項にございまして、「資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引」と、あと若干ございますが、そういうことで整理されておるわけですね。

あと昭和五十六年の商法改正、これは先ほど御指摘のあったようなことで、発行価格の二分の一以上は資本に組み入れることを強制したということ、政策的な点もあるでしょうが、その会計的な面から見れば資本の性格を明確にしたということも言えるかと思えます。

いずれにしても、商法の規定さらには企業会計の規定というものが、税法には非常に密接に関連します。どういうバックで、どういう動機で、またそれがどういう結果になっておるかという、このプレミアムの実態ということ、いろいろとあろうかと思えます。しかし税の立場としては、商法、特に企業会計の性格というものを前提にする必要がある。そのときどきで、どういうふうな動機で、どういうふうに使われておるかということ、証券行政ないしそのときの環境によるかと思うのですが、資本取引という点が大事であらうかと思うのです。

先ほどの経済学的な議論というのかわかりますけれども、企業会計的には、資本金がある、それを資本取引ということで行われた場合に、それは利益でないという非常にはっきりしたものがございます。だから、利益もしくは利益準備金というもの、資本金及び資本準備金という、その資本準備金のところは画然たる線があるわけでありまして、資本の取引によるものは利益でないというものが企業会計の本則でございますので、諸外国の例というの、やはり企業会計的な資本のキャピタルランザクションであるという、それ自体資本の性格、資本金そのもの、もしくは資本金の延長にあるということから見れば、投機の利益というふうには考えられないということからきており、それを受けて税法は考えているかと思えます。

したがって、いまの資本取引という性格からいけば、法人の利益というふうには課税の対象にするのは問題である。どうも先生のは、政策論といえますか、いろいろその辺がおかしなバックで使われておるところからきておると思うのですが、それ自体はまた別の面からいろいろ証券行政の問題であって、税法というものが前提にします企業会計もしくは商法ということからいけば、これを利益金として課税対象にするということには基本的な問題があるか、こう思います。

○正森委員 多分主税局長はそういう答弁をするだろうと思つて、文獻を用意してまいりました。

主税局長はちよつと早まっておるようですが、私は、議論の中でわざわざ下野さんでしたか学者の意見を紹介したように、プレミアムが利益だから課税せよという立場をあらかじめとっているんじゃないのです。もっと幅の広い立場から勉強しようということ議論しているの、こちらが言ってもおらないことを、おまえの立場はこうだろう、それだからだめだというふうなことは、これは主税局長としては答弁の早とちりであるというのを申し上げておきたいかと思つておる。いま、あなたが、税法というのは企業会計原則と非常に密接な関係があると言われましたが、それは当然であつて、密接な関係はあるのです。しかし、ここに本を持てまいりましたが、河合信雄氏の「財務諸表新論」の二百八十一ページ前後にも書いてあるのですが、主税局長もよく御存じのように、企業会計原則及び財務諸表規則というのがあります、これは企業の健全性を確保するための準則なんですね。それと非常に密接な関係があるものに、もちろん商法があります。商法を一応基礎に置いていろいろ考へているのに税法がありま。この三つは非常に密接な関係にある。しかし同時に、これはそれぞれ法の目的が違つてくるから、企業会計原則にこうだから税法は必ずこうでなければならぬ、あるいは商法にこうだから税法はこうでなければならぬというふうに必ずしもなつてないのです。

ここに、ざらっと一覧表がありますけれども、そのうちの一部分だけを言いました。たとえ会社更生等による固定資産評価差益というのがあります。これは、企業会計原則では資本剰余金として区分けしなければならぬ。商法はどうなっているかという点、規定が何もないのです。税法はどうなっているかという点、益金として処分する。これは損失をてん補した後は益金なんです。だから、いま主税局長は、企業会計原則を言うなら盾にとり、ある場合には商法を盾にとつて、だからだめなんだというように言われましたが、そうではなしに、企業会計原則と商法と税法では、それぞれ目的によって違う規定をしているところがある。ですから、どのような場合に、なぜ違う規定をされておるのか。

だから、プレミアム課税についても、一定の明確な理論の上に、どういうぐあいの対処の仕方が必要かというところは幅広く考えなければならぬので、企業会計原則がこうだから、商法がこうだから、税法はこうだというのは、これは議論以前の考え方なんです。そういう点を私は指摘したいと思うのです。

そういう意味から言いますと、いまの主税局長の答弁は、私の四十三年から五十五年までのプレミアムの累積額は幾らかという質問には答えておりませんが、私の持ち時間が来てもちょうど時間となりまして、それを次に答えていただいで、それから以後は、今度は大臣がおられるようです。から、いよいよ一番急所の点に踏み込んで質問をさせていただきます。今日はこれで終わらしていただきます。

○森委員長 小杉隆君。
○小杉委員 私は、今度の提案されている法律案の中で、租税特別措置法を中心にお伺いしたいと思うのですが、まず土地税制の改正についてお伺いしたいと思ひます。これは前回の委員会でも取り上げましたが、残念ながら国土庁の方がおられませんでしたので、十分詰めることができません。

でした。

そこで、まず第一に、かつて土地税制を緩和したことが何回かありましたが、過去の実績とか、この税制の緩和によつてどんな効果があらわれたか、まずその辺から聞かしていただきたいと思ひます。

（委員長退席、中西（啓）委員長代理着席）
○木内説明員 お答え申し上げます。

過去と申しまして、四十四年ぐらゐから大分何回か変わつておりますので、その辺からお答えしたいと思ひます。

最初、御承知のように四十四年に譲渡所得税が大幅に改正がなされて、この際は租税本則よりずっと比例課税で軽減されたわけでございます。四十五年に軽減されました。たとえば四十六年の取引では、前年の九四・五％ぐらゐ長期譲渡所得の金額が伸びてございまして、このときの改正は、御承知のように、二年単位で一〇％から五十年まで二〇％と徐々に上げてまいりましたので、上る節々におきましては、若干譲渡所得の金額が停滞します。また、たとえば一〇％になったときには九四・五％の伸びがございまして、その次に四十七年からは一五％に上がったわけでございまして、その際には若干前年の伸びが減少して、三・六％マイナスになるといふような形になっております。しかし、また四十八年には八五％伸びるといふ形になっておりまして、そんな形をとりまして五十年にはこの軽減が終わりまして、五十一年に譲渡所得税が四分の三の非常に重課になったといふときには、今度は逆に五十一年には五三・四％のマイナスと、大幅に前年度マイナスが生じております。

その後、五十二年、五十三年はそのままでございまして、五十四年に御承知の優良住宅の制度が導入されまして、優良住宅についてはこの重課が若干軽減されました。それを機会に、また伸び率が前年度二九・一％と若干ふえております。しかし、五十五年にはその傾向がまたダウシてまいりまして、現在もそう前年度の伸び

が大きくならないという形をとっております。

したがいまして、非常に大ざっぱではございませけれども、大局的に見ますと、土地税制が軽いとき、税率が軽いときには出て、重くなるに従つて出がとまるという形をとつておると思ひます。ただこれは、税制だけで土地取引が行われたわけではございせんので、厳密な意味で、これで細いことを言うのはいけなかつたと思ひます。けれども、大勢としてはそういう傾向にあると考えております。したがいまして、今回の土地税制におきまして、譲渡所得税緩和につきましては、相当の効果をわれわれ期待しているわけでござい

ます。
○小杉委員 いまの御説明で、昭和四十年代は確かに税制を緩和することによつて土地の放出というものが行われたということで、政策効果はあったという御報告がありました。しかし、私は、今回の税制改正によつて、果たしてかつてのような効果が期待できるかどうかと非常に危惧するものでござい

ます。
といひますのは、最近いわゆる可処分所得が低下してきております。それと、マンションなどの売れ行きを見ましても、相当売れ行きが悪くなつて、売れ残りがかなり出てきています。そしてもう一つは、最近地価の騰貴が非常に落ちついてきたといひます。また一〇％程度ずつ毎年地価が上がつていくわけですから、土地を手放して株券なり預金にするよりも、いまの市中金利から考えましても、土地を持つていく方がはるかに資産価値があるといふことから、実際には土地を手放さないのでないかといふことで、この税制改正によつてどのぐらゐの効果がでるものか、非常に私は疑問に思つております。その点に關しては国土庁はどういう見解でいらつしやいますか。

○木内説明員 お答え申し上げます。
土地税制の改正による効果を数量的にびしりと、たとえば年間何ヘクタールというふうな形で算定することは、かなりむづかしい問題でござい

ます。これはかつて、たとえば東京工業大学で、システムダイナミクスというふうなモデルを使つて、ある程度数字をはじいたことがござい

けれども、税制改正が非常に細くなりまして、いわゆるインプットの際にどういふ形で、非常に細かいモデルであつてもなかなか数字的にそこま

で細かくはできないという問題がござい

したがいまして、何ヘクタール出るかという話は、他の条件をコンスタントに、一定にした形の、いわゆる実験室のような形のモデルにおきましても、なかなか数字がつかみにくい問題がござい

ただ、私も似たしましては、現在、新市街地における新規の宅地供給というのは九千百ヘクタールぐらゐ必要なのでござい

ます。ところが、新市街地における宅地供給は、年間大体九千百ヘクタールぐらゐ必要なのでござい

○小杉委員 先ほど申し上げたように、国民の可処分所得が下がっている現状から見ますと、この税制の改正によつて、じゃ買おうかというふうな人はなかなか出てこないのじやないかと思ひます。

そうしますと、資金に余裕のある法人とか個人が、この土地税制が緩和されたからそれ買おうというところで、またかつての昭和四十年代と同じように土地投機という現象が出てくることも考えられるのではないかとふうに思うのですけれども、こういう点については、そういう心配はないというふうにお考えですか。

○木内説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、四十年代は確かにそういった心配が生じて、現実になったわけでござい

ます。ところで、今回の税制改正等につきましても、そういったことが一部心配されるわけでございすけれども、御承知のように、当時と状況が違いますのは、私どもの法律でございす国土利用計画法で土地取引の規制がなされているということ、一つ、それから例の過剰流動性のときに、こりましてと申しますか、行政指導的に大蔵省さんの方でそういった資金が不動産業者等に流れることを戒めた指導がなされましたけれども、そういった面からの指導も引き続きなされている、そういった条件の違い等もございすし、われわれとしては、不要不急の土地買いとか大手企業による買い占めとか、そういうことがないように監視してまいりたいと考えているわけでございす。

○小杉委員 私は、宅地の供給とか住宅の供給をこういう税制改正によるというのは余り好ましくないのじゃないか、土地税制というのはいさぐさ長期的、安定的に変えないという方が国民のためにもいいことだと思ふのです。

やはり、まだまだ市街地再開発とかそういう手法によって宅地供給なり住宅建設を促進するということをねらうのが、国土庁とか建設省の取るべき態度だと私は思うのですけれども、その点と今回のこの税制改正との関係についてどうお考えか、見解を伺っておきたいと思ふのです。

○木内説明員 その点につきましては、先生の御指摘のとおりだと思います。先生の土地税

制の改正も、宅地供給の促進という面を一面配慮しながらも、長期安定的な税制確立という意味で、言ってみれば余り変えないような形で、原則的に租税本則に戻すというふうな方向で検討がなされておりますので、今回の改正をさらに近い将来において余りいじることとは好ましくないことだと考えておられるわけでございす。したがって、税制以外に当然いろいろな方策を講じていかねばいけないと思っております。

そういうことで、従来からいろいろやっておりますけれども、先生の御指摘のございましたように、再開発と申しますか既成市街地の開発について申しますと、たとえば低質の木造賃貸住宅、そういうものを大幅に建てかえるべく木造賃貸住宅地区総合整備事業というものを来年度創設するとか、あるいは都市再開発関係の公庫融資等の融資条件を改定するとか、そういうふうな努力も並行的にしましてまいりたい。また、区画整理事業なんかにおきましても、段階的区画整理事業を導入することあるいは住宅供給公社等が区画整理事業ができるようにするとか、そういうふうな方向で検討してまいりたい。

また、ちよつと別な角度から申しますと、いままでは主として所有権の移転を伴った宅地供給でございすけれども、今後の問題として、借地方式による宅地造成事業の方式を検討したい。それから現に住宅金融公庫で、五十七年度からの融資に借地方式による宅地造成についても新たな融資制度ができるのか、数え上げれば幾つかございす。正直申しまして、今回の税制のような華々しい形の施策はございせんけれども、幾つかの施策を総合的にやっていくことによって極力御指摘のような方向でやってまいりたいと考えておるわけでございす。

○小杉委員 この問題はこれで締めくくります。が、いずれにしても、大蔵省、国土庁あるいは建設省、今回の改正によって宅地供給促進効果というものが実効の上がるように、ぜひよく連携をとってやっていただきたいと思ひます。

それから、土地税制に絡んで一つ問題点を出したいのは特殊法人ですね。電電公社などの特殊法人に対しては、地方自治体に対して固定資産税を二分の一減免措置をとっていますね。これは、昨年電電公社は数千億円国庫に納付させたわけですが、いま地方財政も非常に厳しいときに当たって、昨年は国だけ吸い上げたわけですから、地方には何らの還元もなかった。私は、こういうものが特殊法人に対して固定資産税を二分の一まで下げているというのは非常に不合理だと思ふのです。こうした減額をした由来とか、それから今後の考え方についてお答えいただきたいのです。

○湯浅説明員 電電公社等の三公社に關します市町村納付金制度という制度になっておりますけれども、これは、納税者が公社であるというために納付金という形式がとられているわけでございすけれども、創設の経緯、趣旨等から見まして、その本質はやはり固定資産税ではないかというふうな考えにしているわけでございす。公社の所有する公共的な性格などにかんがみまして、この算定標準額を固定資産の価格の二分の一とするという特例措置を設けているわけでございす。

ところで、この納付金に關しまして、ただいま御指摘のとおり、電電公社につきまして、昭和五十六年度から昭和五十九年度までの間、各年度千二百億円の国庫納付が行われることになったことに伴ひまして、地方自治体の方からも、公社の資産といえども所在市町村の行政サービスとの受益関係においては他の固定資産と同様であるので、まず市町村に対する三公社の納付金、これは再建期間中の国鉄は除かれますが、それ以外の公社につきましての特例措置は廃止すべきであるという強い要望が出されているところでございす。

また、この問題につきましては、第十八次地方制度調査会の「地方行政に關する当面の措置等」についての答申というものが昭和五十五年十二月に出ているわけでございす。この答申におきましても、再建中の国鉄を除きまして、この市町村納付金に關する特例措置につきましては、市町村

の行政サービスとの受益関係あるいは租税を初めとする総合的な公的負担のあり方などを考慮しながら、これを廃止する方向で検討すべきであるという答申をいただいているところでございす。自治省といましては、これらの地方自治体の要望あるいは地方制度調査会の答申を受けまして、今後、その所在市町村の行政サービスとの受益関係あるいは公社の公共的性格等を考慮しながら検討してまいりたいというふうな考えを述べているところでございす。

○小杉委員 ぜひそれは積極的にやっていただきたいと思ひます。

次に、交際費の問題について触れたいと思ひます。今回の租税特別措置法の改正で、一部中小企業を除いて全額損金不算入ということにしたわけですが、これも、この考え方の中には、交際費というものは、いわゆる飲み食いの冗費であるという発想があるように思ふのです。大蔵省としては、この交際費の実態調査というものはやりましたことがあるのだからかということをお伺いしたいわけなんです。

私が一部調べたところでは、飲み食いに使っている交際費というのは大体全体の一割程度で、九〇％は販売促進費ということ、たとえば特約店とか代理店に対するいろいろな販売促進のための経費ということに使われているわけでして、交際費のいまの実態というものが、もしそういう販売促進が主体であるとするならば、こういう交際費悪者論でどんどん課税を強化していくということにならないか。これは企業活動を阻害することにならないう。特に、いま歳入欠陥が心配されている中で、こういう措置をだんだん強めることによって、本来の収入の確保ということが期待できなくなるんじゃないかという危惧を抱くわけですが、この点について見解、それから今回の措置を三年間とした理由、それを聞かしていただきたい。○福田(幸)政府委員 交際費はやはり会計上は経費であるということは動かないわけでござい

す。また販売促進のためであるという、企業の本来の経費である、まずそれは前提になるわけでありますが、交際費の中が社用消費的な面があるというものは、従来から言われておるところであります。

いままでの課税では、九〇％ということでは否認をいたしまして定額控除があるということであったのを、一〇〇％にいたしまして中小企業の系統は残したということでもあります。一〇〇％課税というのは、そういう経費の性格からいけば、やはり臨時的なものであろうということでもあります。したがって、三年間、これは財政再建期間と云っておりますが、いずれにしましても期間を限って考えないと、本来経費であるから、一〇〇％という課税の説明がしづらいということでもあります。

それと、内容についての調査でございますけれども、これは五十四年のサンプル調査というのがございます。サンプル調査でございますので、内容については数字的に申すのはどうかと思うのですが、飲食が約半分ということでもあります。ゴルフ等が約五％というような数字はございますが、内容についてはいろいろ問題がございますのでこれ以上申し上げませんが、役員とか従業員に対する分が五、六％あるという数字もございます。

いずれにしましても、金額が現在三兆一千億ということであるわけですが、配当に回っている金が日本で二兆幾らでございますので、いかにも社外に流出するもの、交際費の金額の大きさというのについては、やはり内容もさることながら批判があるのじゃないかと思ひます。五十年は二兆でございますし、四十五年は一兆でございますので、五年置きに倍々となっていくの大きさということについては、国が厳しい財政をやっているときに、企業の方もやはり何らかのことも考えられるのじゃないかということ、特にお願いしておるというのが実態であります。

そういうことで、外国の場合とまた比較しますと、交際費の範囲は企業経理上も非常に限定されておるといふ前提の違いがあるような気がいたします。

す。社会風土の差もあるでしょうが、非常に厳しく、普通の企業活動としては経費に認められる範囲が狭いのですが、その辺に差があるということが一つ。

また、政策的にも英国は一〇〇％課税をやっておりますので、政策的なものであれば、そういうことが臨時的にあつてもいいんじゃないかということ、一〇〇％課税というのはあくまでも租税特別措置法による臨時的な政策課税であるということ、一〇〇％だけに三年と限定しておるといふことでもあります。交際費自体が悪であるということよりも、政策的な課税の対象として強化する、だから一〇〇％以上に強化することはあり得ないということでもあります。

○小杉委員 いまの答弁、釈然としないものがあるのです。

これは五十四年にサンプル調査をやられたそうですけれども、しかし、ここの二年企業の方も経費削減ということで非常に締めておりまして、だから、最近では銀座とか新宿とか大分飲み屋さんもさびれているというふうなうわさも聞いております。これは下手をすると、いわゆる民間の活力をそぐ結果になるという側面もあるわけですから、私は、むしろ三年間ということの理由がよくわからないうのでございます。この財政再建期間中、税収が本当に予定どおり入るのか入らないのかという心配があるときに、何でもかんでも企業を抑えていくという、取るものは取ってやろうという発想でいって、果たして本来の収入が見込めるのかという危惧を持っております。

この辺は、ひとつ最近の交際費の実態についても綿密に調査を進めていただきたいということだけ申し上げて、この点はこのぐらいいしておきたいと思ひます。

時間が大分切迫してきましたので、予定した質問がたゞさんあるのですが、もう一つ、私は疑問点について申し上げたいのは、貸し倒れ引当金であります。

今回の貸し倒れ引当金の改正によって、初年度

で増収額が九百五十億円、平年度で八百九十億円に上つておりました。これは、今回の税制改正による全増収額三千四百八十億円の三割近くにも上つておるわけですね。この貸し倒れ引当金については、法律ではなくて政令の改正でできることになつておるわけでございます。

私は、法律によらないで政令の手直しだけでこういうふうな大幅な増収ができるということになると、これはもうほとんど毎年政令を改正して増収を図るという安易なことが行われかねない心配をするわけですが、こういう大きな増収については、政令によらないで法律の改正事項とするべきだと思ひますけれども、その辺の疑問についてはどうお考えでしょうか。

○福田(幸)政府委員 引当金制度は会計的には正しい制度であるということ、評価性ないし債務性の引当金があるわけですが、これは法律上決まつておるわけで、ただ、その繰入率というのは政令にゆだねられておるわけでありまして。

ですから、その繰入率を政令にゆだねてあるのは、別に貸し倒れに限らないで、退職給付もそうでございます。ですから、制度を法律で変えて繰入率を政令でというのは計算技術的な面が強いということ、実態との間を見ながら、実態から乖離しないように行政の方できちっとしるということであると思ひます。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
税収というものは出るわけですが、それは法律では引当金制度を明確にしているわけですから、あと政令でそのところで繰入率を決めるといふ、弾力性を持った、繰入率を実態に応じてという計算技術を政令にゆだねるということはおかしくないというふうに思っております。

○小杉委員 こういうやり方で、法律によらないでほとんど増収が図られていくということに、私は非常に釈然としないものを感じます。

それだけ申し上げて、まだ質問事項はたくさんありますけれども、時間が参りましたので、これで終わりたいと思ひます。

○森委員長 次回は、明日水曜日午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会